



# 大日本監獄協會雜誌第六十六號目次

- 官報
- 七
- 論說
  - 新官制に就きて卑見を述ぶ……………佐野 尚……………六
  - 如何にせば監獄制度の本旨を貫徹すべき乎(承前)……………石田 氏 幹……………九
  - 監獄作業論(承前)……………加地 鈔太郎譯……………一〇
- 問答
  - 新官制問答……………二
- 編纂
  - 二 件……………一四
- 雜錄
  - 大に典獄諸君に望む○典獄指城○監獄巡回者の言○看守の増給○社會に於ける監獄官吏の職務○治獄家の要訣○大日本監獄協會常集會○監獄協會第四回常集會議事速記○特別會員小野田元憲君の演説大意○常集會長石澤謙吾氏の答辭……………
- 通信
  - 看守獎勵の新法○集治監分課地務規定對照○看守教習生卒業○看守檢對簿授與○岐阜縣監獄警道吊會○寄附金に就き松口岩手縣典獄の書翰并に本會の返書○監獄道開墾……………
- 寄書
  - 獄事關係の名家十名を提要するの議○北海士に答ふ○免職閉者の逃走に付き大板亞尾爲雄君に實し併せて大方請産の高敷を請ふ○上官に對する敬意服従とは何ぞ……………
- 小説
  - 夜風……………一松庵主人……………三〇
- 獄事彙報
  - 獄事彙報……………三二
- 附錄
  - 放獄後顧問フオンヒーマツハ氏の碑(石版画)……………
  - 全建碑式記事……………
- 廣告……………

## ●雜誌改良に付き、汎く會員の意見を求む

去る十月六日、東京市上野公園内湖心亭に於て開きたる、本會常集會の席上にてせられたる本會特別會員小野田元照君の旨趣に基づき會員多數の意見に依りて、雜誌の体裁、及び掲載事項を改良進歩せしめんとす、依りて從來の体裁、及び掲載の項目に付き、御意見を有せらる、諸君は、腹藏なく十分に申越されんとを望む、但し來廿七年一月分より改良すへきを以て、御意見ある諸君は、本年十二月三十一日迄に、御送致ありたし、

## ●本會雜誌に登載し來たれる各府縣監獄吏員及在監人月未現在表は大に

當局者に有益なる趣其の贊許に接せしめど屢々なれば斯道に有益なるものと喋々を待たず依りて全國完備のものを掲げ益々其の効益を全からしめんと欲するに毎月大低二十四五縣に止まり往々報告せられざるの向あり願はくは前段の旨趣を諒せられ斯道の爲め必ず御報告あらんものと熱望の至りに堪へざるなり





名稱	品名	質金	器具	製式	柄	鞘	形狀
刀	看守長	鋼	無地	無地	牛角	第一第二兩箇	如圖
刀	看守長	鋼	無地	無地	絲真鍮線一條	第一第二兩箇	如圖
刀	看守長	鋼	無地	無地	胡桃或ハ櫻	鋼製	如圖
刀	看守長	鋼	無地	無地	長凡ツ三尺四寸	鋼製	如圖
刀	看守長	鋼	無地	無地	長一吋一分	鋼製	如圖
刀	看守長	鋼	無地	無地	長一吋一分	鋼製	如圖
刀	看守長	鋼	無地	無地	長一吋一分	鋼製	如圖
刀	看守長	鋼	無地	無地	長一吋一分	鋼製	如圖
刀	看守長	鋼	無地	無地	長一吋一分	鋼製	如圖
刀	看守長	鋼	無地	無地	長一吋一分	鋼製	如圖

勅令二百二號

陸軍定員令中左ノ通改正ス

一 附表第十三號甲衛戍病院定員表東京ノ部士官ノ區畫二  
 (三)等軍醫「六」ヲ「七」ニ下士ノ區畫「三七」ヲ「三  
 八」ニ仙臺名古屋大阪廣島熊本ノ部士官ノ區畫二(三)  
 等軍醫「三」ヲ「四」ニ下士ノ區畫「一八」ヲ「一九」ニ  
 改ム

一 附表第十三號乙衛戍監獄定員表左ノ如ク改ム

第十三號乙

衛戍監獄定員表

位置	階級	長	書	記	看守長	看	守
東	京	一	一	一	一	一	一
大	阪	一	一	一	一	一	一
仙臺	名古屋	一	一	一	一	一	一
廣島	熊本	一	一	一	一	一	一
札	幌	一	一	一	一	一	一

第十三號乙

衛戍監獄定員表

位置	階級	大尉	中尉	少尉	一等軍醫	下士	看守卒
東	京	一	一	一	一	一	一
大	阪	一	一	一	一	一	一
仙臺	名古屋	一	一	一	一	一	一
廣島	熊本	一	一	一	一	一	一
札	幌	一	一	一	一	一	一

內務省訓令第二十號

警視廳 府縣 假留監

明治十七年七月當省乙第三十號達聯合地方區分中元兵庫  
 假留監聯合地方京都府大阪府滋賀縣奈良縣福井縣石川縣  
 富山縣和歌山縣ヲ東京集治監聯合地方ニ兵庫縣島取縣島

根縣岡山縣廣島縣山口縣德島縣香川縣愛媛縣高知縣ヲ三  
 池假留監聯合地方ニ改ム

明治廿六年十一月一日 內務大臣 伯爵 井上馨

內務省訓令第二十號

內務省乙第三十號達(明治十七年七月八日抄錄  
 今假留監設置セラレ候ニ付徒刑流行及ヒ禁獄ノ刑ニ處セラレタル囚徒  
 送致方及ヒ聯合地方ノ區分左ノ通相定候條此旨相達候事(下界ス)

○省令

海軍省令第五號

海軍監獄則施行細則中左ノ通改正ス

明治廿六年十一月二日 海軍大臣 伯爵 西鄉從道

第三條ニ左ノ一項ヲ追加ス

一 刑ノ執行若シハ監獄ノ檢束ヲ免ル、爲メ故ラニ身體  
 ヲ毀傷シ疾病ヲ作爲シ又ハ其他ノ所爲アルヘカラス

第十八條第一項中「監獄課」ヲ「監獄長」ニ改メ第二項及第  
 四十二條中「所屬長」ヲ經テ「ノ六字及第四十七條中」課」ノ  
 一字ヲ刪ル

第三十八條 刑事被告人及懲治人拘留囚ハ毎日一時間以  
 內輕禁錮囚ハ毎日三時間以內監房外ニ於テ運動ヲ許ス

第四十條 刑事被告人ハ湯浴トシ其度數ハ六月ヨリ九月  
 マテ三日毎ニ一次十月ヨリ五月マテ七日毎ニ一次ト定  
 ム

囚人懲治人ハ水浴トシ其度數ハ監獄長適宜之ヲ定ム  
 刑事被告人囚人懲治人ノ鬚髮ハ不潔ナラサル様之ヲ梳

理セシム

醫官ノ申立ニ依リ臨時入浴若クハ鬚髮ヲ梳理セシムル  
 ハ前三項ノ例ニアラス

婦女ノ頭髮ハ膏油類ヲ用ヒ及裝飾スルヲ得ス  
 各條中ニ散見スル「監獄課長」ヲ「監獄長」ニ「監護長」ヲ  
 看守長」ニ「監護」ヲ「看守」ニ改ム

海軍省令第五號

海軍省令第十四號海軍監獄則施行細則(明治二十三年九月二十日抄錄  
 第三條 各監房內ニハ在監人ノ遵守ス可キ事項ヲ揭示シ傍訓ヲ施シ  
 易カラシム可シ其事項頂上ノ如シ

一 在監人ハ五ニ和順ヲ主トシ常ニ命令ヲ遵守ス可シ  
 一 每朝常用ノ諸器具ヲ清潔ニシテ之ヲ排列シテ點檢ヲ受ケ及席壁圍圍ヲ  
 掃除ス可シ

一 寢室若クハ物件ヲ汚損シ不淨器ノ外ハ唾ハキ及貯水ヲ濫用ス可ラス  
 一 房外ニ出タルトキハ他人ト手ヲ交ヘ又ハ濫リニ交談ス可ラス  
 一 夜間ハ最も靜ヲ主トシ說話聲又ハ濫リニ起歩ス可ラス但晝間ト  
 雖モ放歌喧嘩又ハ高聲ニ誦讀シ及隣房ヘ通聲交談ス可ラス

一 許可ヲ得サル物品ヲ監房ニ置キ或ハ勝負ヲ爭ヒ若クハ賭博類似ノ遊  
 戯ヲナシ或ハ他人ニ汚辱ヲ被ラシメ糞糞ニ汚ルカ如キ所爲アル可ラ  
 ス

一 服役中離職シ及服役セサル時間タリト雖モ部外ノ役場ニ到ル可カラ  
 ス

一 許可ヲ得シテ物品ヲ授受貸借ス可ラス  
 一 監房ニ於テ異常ノ事アレハ晝夜ニ拘ハラス直ニ看守所ニ通報ス可シ  
 一 病者アルトキハ同房ノ者共ニ介保シ看病人タル者ハ切實ニ之ヲ看護  
 ス可シ

第十八條 特赦假出獄ノ申渡ハ其裁可又ハ許可ノ監獄課ニ達シタルトキ









○得ある教誨師は官制を以て拘束すべきものにあらざるの趣旨より出でたるならん、かくしてこそ政府が教誨師を待遇するの方宜しきを得たりといふべけれ、實に今回の官制は、良教誨師を封鎖し置きたる門戸を開放せる管箝なるか故に教誨師たるものも、また奮ひて佛陀の光明を發揮し、宗祖の功德を稱揚して、宗教家たるの責任を盡くし、極悪非道の人を化し、放辟邪侈の徒を誡しめ、衆生濟度の特効を顯すべきの時たり、而して監獄にありてもまた將來有爲達徳の知識を得て、囚人感化の效蹟を致さんこと、また難きにあらざるなり、されば司獄官たるものもまた能く此の旨を服膺し教誨師の益監獄に缺くべからざるを認め、教誨師は監獄と共に存亡を共にすべき者なるを覺り監獄に於ける名譽ある實師として之を待遇し、從來の如き失体を停め囚徒をして隨喜崇信の念を興さしめて教誨の實効を奏せんことを期せざるべからざるなり、然らずんば余は決して教誨の目的を達すべからざるものと確信するなり

○支署願出及支署長の位地

天下名ありて實なき者あり、實ありて名なきものなり、二者共に不可たるを免れず、名ありて實なきは世既に多し、實ありて名なきは、余僅に舊官制監獄支署の件に於て、之を見るのみ、舊官制によるに、監獄署を置くの文字ありたり、然れどもいまだ監獄支署を置くの文字あるを認めざりき、然るに、當時の實際を觀るに、警視廳

監獄署を始めとし、各府縣ともに、多きは五六、少なきも一二の支署を置かれざるはなかりき、抑も、此の支署てふ名目は、何の点に本づきて之を置かれたるか、余は甚疑なき能はざりき、然らば、支署はそれ應すべかりしか、曰はく否、實際之を廢すべからざりしなり、然らば、官制に名文なきを知りつつも、私に之を置くべかりしか、曰はく否、私に之を置きしは、其不可なり、曰はく、然らば如何にせば可なりしか、曰はく、唯内務省に上申して、支署の認可を経ることを當然なりしなれ、然るに、往此の手續を経ざりしものありしは、これその處置を誤りしものといふべきか、

今や、新官制には、監獄支署を置くとの名文を載せられたり、是に於てか、本署と支署との區劃、瞭然としてまた前文の如き疑点は刮ひ去れり、然れども、從來置かれたる支署中には、前文の如き支署願出の手續を誤りたるものもあるべく、また願出でたる者もあるべしと雖も、官制の更改と共に、茲に改めて支署願出の手續を経過するは當然の事なるべし、唯その願出を爲すに付、左の注意を要する事と信す、乃四員の少數なる支署は、之を廢止して、大約五六十人の四員ある監獄を以て支署と爲すこと之なり、何となれば四員の少數なる監獄を多く設くるは、經濟上の失費多きは勿論、縣下監獄各その規律を異にし、支離滅裂の狀を呈して、殆ど統一を缺き、從ひて、勞多くして效少なきを免れざるべきが故に、數を

減じて、少數の監獄に全力を注ぐの得策なるを認めればなり、彼の兵庫縣の如きは今回新に内務省に支署設置の手續を願出でたりと聞く、これ勢かくせざるべからず、余は各府縣どもに、速に、此の手續を履行せらるるの、當然なるべきを認むるものなり、

それ人微なれば權輕く、權輕ければ威令行はれず、威令行はれざれば其の下統一する所なし、これ勢のまさしに然るべき所にして、古今その趣を一にし、東西その軌を同じうせり、監獄の統一に於ける、また何を然らざらん、故に監獄の統一せんことを欲せば、上官の威令行はれしめざるべからず、上官の權力重かしくしめざるべからず、上官の位置貴からしめざるべからざるなり、聞くなしく、歐米の監獄にては四員五六百人以上の監獄には、必一人の典獄を置きて、統轄の任に當たらしむ。これ他なし、前文の旨趣に出でたるものなり、進歩せる彼の如く、改良せること彼の如きす、尙、上官の位地の貴きを待ちて、始めて統一を見る、况や我が邦の今日に在りては尙更その位地の貴重なきざるべからざるをや、

我が邦現今の監獄を觀るに、本署には、必、一人の典獄を置かれたり、然れども支署には、その四員の多少に拘はらず、すべて書記を以て之を統轄せしめられたり、囚人少數の支署には、書記を以てするも可ならん、拘囚多數にして、而も三四百人以上なる支署、また書記を以てするも可ならん、然れども、四員の多少を論せず、その

○如何にせばは監獄制度の本旨を貫徹すべき乎(承前)

法學士 石田氏 幹

次に最も必要なることは三策を同時に併行するにあり三策とは何ぞ曰はく犯罪豫防策曰はく犯罪懲戒策曰はく犯罪善後策是れなり此三者の中その一を廢するも未可なり又一を偏重し一を偏輕するも未可なり必ずや完全の奏効を期せむには此三者をば均一に併行せざるべからざるなり世界の廣き萬國の多き完全に此三者を併行せしものは一も之れあらずと雖も之れが併行の端緒を開きし者は先づ英國とす彼國は犯罪を豫防せんとてロンドン、シチ、ミツシヨ、なる機關を作りしなり小兒保護律を制定せし

權限を同一にするは甚た不可なり、何となれば、四員多ければ戒護の吏員多きを要するは勿論なり、それ人多ければ、喧擾し易し、喧擾すれば、統一し難し、上官たるもの、その喧擾を制し、統一を期せんと欲せば、威令嚴ならざるべからず、權力重からざるべからず、從ひてまた位地貴からざるべからざるなり、然るを今從來の如き、威權之しく、位地低き一書記をして、その責に當たらしめんとするが如きは、稍失當の觀なき能はざるなり、故に余は四員の多き支署に限りて特に副典獄を置かるるか若しくは今日の書記に統轄の責に任すべき程の權力と位地とを有せしめんことを希望するものなり





問 答

其の盡くるに及びて再び罪を犯すに至り、恰も再犯の用に供するど一般なるを以てなり、或る放免囚一夜に百マルク婦と共に食消し、次の日、再び罪を犯し、三日目に拘留監に來たりたるものあり、斯の如きは、其の例乏しからず、蓋し惡徒仲間、其の朋輩の放免せられんとするを聞くや、監獄の門前にて之を迎へ、伴ひて直に最近の飲食店に投し、折角貯蓄せし工錢を一回に費消し盡くさしめ、其の夜直に悪事に誘引する如きことせし、一得々たるも、數日を出てすして、之を質屋に典す、是の故に、何れの監獄規則に於ても、囚徒放免のときは、其の工錢の一部分、即ち旅費並に放免後一日分の食料を下渡すのみにして、其餘は、皆本貫の町村役場、警察官署、若しくは保護會社に回送し、是等の官署及會社をして、放免囚の將來方正なる生計の爲め、最も有要なりと認むる場合に限り、之を下付せしむることとせり、然れども借しいかな、此の規則は、實際完全に履行せられずして、官署又は協會は寧ろ此の煩はしき役務を成るべく速に免れんとするよりして、徃々其の利害得失を窮めずして、速に下付するに至れり、其の責や蓋し保護者にありと雖も、又工錢を以て、囚徒の所有物と見做し決して取戻すことを得ざるものと誤解せるより致す所なり、故に放免囚にして、其の工錢の下付前、再び罪を犯すときは之を沒收して、國庫に収め、又は囚徒の救助金に充つる制を取らざるへかたざるなり (未完)

問 答

本欄の問及答は、固より私考に係るものなれば、其の當否を保するは勿論、尙ほ不充分のこと多かるべきを以て、本欄の答に付き、訂正の意見を有せらるる諸君は、提擧の勞を惜しまれざらんことを希望す  
編者 白

○新官制問答

問 内務省官制改正せられ、我が監獄の事務を掌理する警保局に在りては、大体著しき變更を見せして、唯、圖書、出版、版權登録及戸口、民籍に關する事項の増加したるのみ、而して尙ほ該分課規程に依れば、監獄課は、從來監獄に關する事項、及び假出獄、監視、假免に關する事項を取扱ひ來たりしが、此の度監視、假免に關する事項を割きて、之を警務課の分掌となしたり、右は如何なる理由に基きたるにか、

答 別に深き理由もあらざるべしと思はる、監視、假免の如きは、性質上警察の事務に屬すべきものにして、一旦被監視者の監獄に在りたる故を以て、幾分か監獄に縁故あるもの、如くなれども、既に監獄を出でて、其の附加刑たる監視を執行するものは、警察官なるを以て、之を假免するの任務も、亦警務課に屬するを至當とす、從來之を警務課より移して、監獄課に置きたる所以のものは、唯、事務上の便宜より出でたる措置なるへし、

問 集治監、假留監官制には、「假留監は集治監に附設す」とありて、其の集治監所在地外に、假留監なきが

如し、然らば兵庫假留監は、此の際廢減に歸するか、  
答 貴問の如く、本官制に依りて、兵庫假留監は當然廢減に歸したるものなり、而して其の押送區畫の如きは、過般内務省訓令第二十號に依りて、之を三假留監に分配したり、是れ單に經費節減の結果に出でたるものなるへし

問 從來判任官俸給定額内に於て、雇員を使用することを得しが、此の度の官制には、之を削除せり、然らば雇員を置くことを得ざるか、

答 全く雇員を置くことを得ざるには非ざるべし、或は實際必要の場合に際して、雜給の内より支出する所の雇員は、之を置くを得べく、又地方税支辨のものは、從來の如く之を使用するを得べし、

問 教誨師の名目、新官制にはなし、右は全く監獄に教誨師を置かれざる旨意なるか、

答 既に監獄則に教誨師の名目あり、且つ又分掌例中にも、教誨師の職務を規定しあれば、監獄に教誨師を置かれざるにあらず、殊に監獄の主義より云ふも、教誨は監獄最重の要務なれば、之を設置せざるは、恰も人形造りて魂入れずとの鄙諺に同じ、唯官制に於て、之を削りたるは、身分上に於て、判任待遇となされたるを廢したる迄のことなるべし

問 若し本官制に依りて、教誨師の身分を判任待遇となされたるを廢したる迄とすれば、將來此の重要な

問 答

職務の爲めに、忌はしき結果を生ずることなきか、  
答 固より教誨師は、人の心意上に立ち入りて、勸懲をなすものなれば、俗流を超越し、一段清素秀抜なる見識なかるべからず、故に之を擬するに、判任待遇と云ふが如き人爵を以てするは、却りて卑しうするの觀あり、寧ろ其の天爵を保たしめんが爲めに、人爵を加へざるに如かず、故に此の度の改正を以て、無形的に、教誨師の地位を高めたるものと云ふべきなり、

問 新官制には、知事は内務大臣の認可を経て、監獄支署を設置する規定を掲げたり、右は從來設置しある支署も、尙ほ此の際認可を要するか、

答 監獄支署設置なき、云ふことは、頗る重大の事柄なれば、從來設置しあるものと否とを問はず、悉皆認可を経べきものと思はる、其の結果、囚員の僅少なる所は、成るべく廢止して、經費を節するの精神なるべし

問 監獄支署長は、書記を以て充つとありて、如何なる場合を問はず、書記ならざれば不可なるか、或は臨時の便宜に依り、看守長を以て之に充つることを得べきか、例へば、書記の休暇、出張等の際は、署員極めて僅少なるを以て、其の他之に代ふべきの書記なく、勢看守長を以て、其の任に當たらしむる場合なしとせず、此の際に於ては、一時の便宜に依り、看守長を以て、充つることを得べきか、



答 無論如何なる場合を問はず、書記を以て其の任に當たらしむべし、假令一時已むを得ざるにありて看守長代はりて、其の實務を採ることありとするも、表面上書記を以て、之れに充つることゝなさざる可からず。

問 新官制に依れば、集治監廳府縣にては、六圓迄の判任官を設け得るものゝ如し、さすれば、七圓八圓の看守長を設けても、差支なきか。

答 單に法文の理論上より云へば、七圓、八圓の看守長をも設け得るべし、然れども、實際八圓以上の看守にして、其の上長たるべきもの、七圓、八圓なりとせば、職務を保つ上に於て、權衡如何かと思はる、彼の支署等にありて、署員の極めて僅少に、看守七八名を置くの所に在りては、實際の便宜を斟酌して、之を設くるは、其の法の精神なるべし。

問 監獄事業の進歩するに隨ひて、保護會社、感化院、貧民救助院等の如きもの續々輩出すへし、かかる類は、無論警保局の所轄に歸せざるべからず、然るに、新官制縣治局の部第六項に、賑恤及救済に關す云云とあるを以て見れば、保護會社等の事業も、全く同局の管轄する所たるが如し、これ或はその宜しきを失へるものにはあらざるか、されば、警保局の部にある戸口及民籍に關する事項と、前條の事項とを彼此變移して、其の所轄を直接ならしめたるこそ善けれと思ふ、如何の

ものにか、

答 問はるる所、如何にも一理あるか如し、然れども、賑恤救済といふども、保護會社、感化院等のみには限らざるべし、水旱震災等のこともあるべし、また戸口民籍の事は、警察の取締上より、その所轄を警保局に屬したるかも知るべからず、故に官制の定められたる所に從ひて、更に差支なきことと信ず、

誠叢

◎改良陶汰

改良といひ、淘汰といふ、其の事や固より良し、唯時に燈臺下暗く、お手の煮えたるも御存じなきかの、歎あるを免れず、陶祖九三翁の歌に曰はく

◎不動明王

其の昔、世の中麻の如くに亂れし時、安本龜八と云ふ人形師ありけり、天晴、英雄を造りて、天下を撰定けしめばやとて、三七日の斷食して、不動明王に祈願を籠めたるに、滿願の曉、明王示現を垂れ給ひて宜はく、善哉善哉汝英物を造らんと思は、宜しく諸動物の長所を集ひへしと、妙音明かに教へ諭し給ふと見て、南柯の夢は覺めたり、覺めて后、熟考ふるに、誠に人は萬物の靈

ながら、夜間物を見ることは、猫に若かず、鼻は嗅ぐと雖も、手の代用をなすこと象に及ばず、口は能く噛むと雖も、狼の如くに、馬を喰ひ殺すこと能はず、耳はよく聞けども、兎の如くに、長きこと能はず、手は能く物を握れども、猿の自由なるに如かず、足は能く走れども、虎の如くに、千里を走ること能はず、是等動物の長所を集めて、一個の英物を造らんに、誰か此の勢に當たるべき、佛智の廣大なる、今更恐れ入りたりと、是より其の製造に取掛りけるに、動物は何れも外國産の逸物を選出しければ、奇しき英物こそ出来にけれ、先づその見たる所を申さば、眼は猫に倣ひて、半月形の瞳鋭く、鼻は象の事とて、鼻端股倉の下迄垂れ、口は狼の耳迄裂け、兎の耳は高く天を衝き、猿虎虎足の怪物にて、その昔源三位頼政か、射て取りたる鶴もかくやと、一見して喫驚し、再見して抱腹せざる者なし、宜なるかな、此の怪物立たすれば終日立ち、寢すれば終宵寝ね、目は直視したるのみ、鼻は垂れたるのみにて、更に活動運用の妙なし、龜八其た失望し、嗚呼情ないかな、腹立たしいかな、多くの財産、多くの時間を費やして、外國産を取寄せし計にても、なかな、容易なる事にはあらず、まいて製造の艱難なりしをや、畢竟不動めか、入らざる詫宜わりし故、此の不覺をば取りたるを、今一度彼に逢うて、存分の恨み云うてくれんと、又斷食をぞ初めける、即夜不動枕上に立ちて曰はく、汝我を恨むなかれ、汝諸動物の長所を集

めて、外形巧に模倣しと雖も、惜しいかな、内部の製造を忘れたり、夫れ内に不動の腸なくば、いかでか外部の運用を見ん、汝か如き白痴は、また世に之ありとも覺えずと、ハツタと睨みて消え失せ給へり

雜錄

◎大に典獄諸君に望む

此の一篇は安路者某氏の寄せられたるものなり、その論する所切實にして、典獄諸君の項門の針たり、之を寫して座右の録とせられなば、蓋、大過なきに庶幾らん、編者識す

典獄の職務の重大なるは、今更贅辯を要せずと雖も、貴重の人命を保障し、刑の執行を司るものなれば、其の拘禁せられたるものに對しては、實に生命の係る所にして、典獄の技能如何に依りては、刑期を短縮するを得べく、拘留日数を減少するを得べく、健康を保全せしむるを得べく、即ち一身上に於ける有りとあつゆることを主宰するものにて、拘禁者の頼む所は、實に神佛も當ならざるものなり、又普通の事務上に於ても、作業に、會計に、其の注意の如何に依りては、大に冗費を省きて、監獄の目的を達するを得べし、之れ實に典獄たるものは、萬能の智識、秘密の思想を有し、事に望みては吞鯨の大量あらざるべからず、余輩は素より目下職に在るの典獄諸君は、以上の才能智量を具備せられたるを確信す、然れども物各々先後あり、彼れに重くして此れに輕きは人性の



免れざる所なり、余輩門外漢の觀察、或は當を失するとなきを保し難しと雖も、近來調査に係る假出獄者の數及上告件數等に依りて、又其の一端を知るを得へしか、特赦假出獄は、監獄最大一の要件にして、其の活用は、果して治獄の旨趣に適ひ、平衡に應用せらるべきか、否か、一ヶ年間一人の假出獄者なきは、果して改換の四人一人も非ざるが故なるか、之れに反して、一ヶ年數十人の假出獄者あるは、果して改換の四人のみなるか、將た一人の停止を爲したるものありざるか、

刑事被告人拘留日數を減縮するの注意は如何、本年一月より六月まで、僅々六ヶ月間に於ける上告者の數は、實に六百七十七件にして、其の内上告論旨の採用なかりしものは、僅に百六十七件、取消を爲したるもの十七件、殘る四百九十三件は、徒に上告權を弄したるものなるべし、其の上告件數の多きは上告理由の完備したるに非ず、主として彼等の奸策、即ち一日も拘留監に止まりて、刑の執行を通れ、苦痛を避けんとするの策と、又上告の結果押送等の際に當たり、逃走を企圖する等の惡望あるに依るなるべし、之れが爲め濫に上告を爲すもの多きときは、行刑の本趣に悖るのみならず、拘禁日數の長きより費やす所の監獄費も亦決して少々にあらざるべし、果してかくの如き上告者ありとせば、典獄の地位にあるものは、須く其の奸策を許發し、利害得失の存する所を熟知し、彼等の弊害を防止するに勉めざるべからず、然りと

雖も、彼の法律に於て附與されたる上告權を濫塞するが如き事あるべからざるは論を俟たず、之れ即ち典獄たるもの、技能才智を應用すべき所にして、彼れに偏せず此れに泥まず、其の中庸を採りて、法の活用を圖り、斯る弊害を刈除するの策を施さざるべからず、

在監人の健康は、充分保全し得らるべきか、傳染病者の離隔、病者の比例、死亡者の數等は、豫想外に非ざるとなきか監獄衛生の法、食料献立、衣服臥具の洗濯等より、下水の排除、廁園の掃除に到るまで、敢て間然する所なきか、作業は能く囚徒役業たるの性質に適當するもののみなるか、受負工業の爲め、囚徒檢束に影響を來たさるるか、受負者原品供給の不充分よりして、袖手傍觀休役するの囚人あらざるなきか、作業の収入は、少なくとも食費を償ふに達するの展望あるか、監獄經營は克く整頓しあるか、諸物品特に被服雜具の出納、及廢物利用の方法正確なるか、其の他監獄終局唯一の目的たる感化歸善の途に就かしむるの策、教誨教育の模様如何、又近來特に短期囚人の増加せし起因如何等に就きては、尤も慎重の考按を煩はざるべからず、

實に典獄の事務や多し、豈一小局部にのみ意を用ひて、他を顧みざるの人なからん、然るに、往々余輩の耳にする所によれば、殿様典獄、曰はく看守長典獄、曰はく會計典獄等の俚語あるを如何にせん、抑も何に依りて斯る名稱を得たるか、余輩は確然判知すること能はずと雖も、

假に推測するときは、彼の花氈襪爛たる一室に安居し、傲然髭鬚を撫で、呼鐘を以て部下を指揮し、手に觸るものは報告簿と、新聞紙とのみ、萬般の事務は悉く是を屬僚に委ね、一日一回の巡回をも爲さざるもの、是を殿様典獄と云へるか、日夜監房工場にのみ詰め切り、囚人の檢束を以て唯一の任とし、經濟の如何、作業品の精粗、帳簿の整理等は、更に意に介せざるもの、之を看守長典獄と云へるか常に球算を抱へ、簿書堆裡に埋没し、經費豫算、作業の收入、物品購入、販賣の方法のみを覈査し、一に以て會計上の失体なかつんことを賜め、囚人の檢束、教誨教育、衛生作業等に至りては、殆んど知らざるか如きもの、之を會計典獄と云へるか、何ぞその經綸なきの甚しき、今や獄事改新の日に當たり、如此名稱を付せらるゝの典獄なきは、余輩の信して疑はざる所なれども、形なきに影の顯はるゝ道理なければ、此の如きの典獄ありとせば、大いに其非を咎めざるを得ざるなり、

實に典獄の職務たる、前に述べたるか如く、至重の責任、至大の關係を有するものなれば、須く活眼を開きて萬般の事務を處理し、苟も偏重偏頗の擧なく、恰も春風の東郊に薫して、萬緑一時に萌すか如く、諸務相并ひて改良進歩の實を擧げられんことを希望す、敢て典獄諸君の威嚴を冒し、言不遜に涉るものあり、請ふ宥恕せられんことを、

○典獄指鍼

(經濟の思想をして今一層綿密ならしめよ)

典獄たるに適應なる要件として、固より相當の學識なる可からず、經驗なる可からず、又事に當たりて、熱心なざる可からず、而して尙、異常の忍耐力なる可からず、是等のものを具備せんことを求むるは、實に難し、然れども少なくも、尙茲に一の缺く可からざる必要の能力なかる可からず、乃ち經濟思想是れなりとす、多囚を監禁する處に在りては、小は灑掃廁園より、大は饜膳被服に至る迄、悉く皆監獄に於て之を爲さざる可からざるを以て、この間一点の注意を施すど否とに由りて、經費上大なる徑庭を見るべきなり、殊に從來の慣習として、或は我が邦人は、此の思想に缺くる所なきか、小野田警保局長は、其の一例として、泰西監獄問答録に於て、予輩に教へて曰はく、氏の監獄に關係したる時は、流し米を集溜したりと、典獄たる者、造次顛沛の際も、須く這般の注意なかる可からず

○監獄巡回者の言

(書類整理と戒護とは共に十全ならしむべし)

監獄を巡回したる某氏の言に、書類を整理して、秩然毫も乱れざる處は、戒護に疎なり、之に反して、戒護を肅然勵行する處は、書類錯綜、復、手を着くることだに能はず、書類整理と、戒護事務との共に完全なる處は、寥寥星を見るよりも稀なりと、嗚呼終に併行し能はざるか、是れ焉を其の長たる者、腦力を一方に傾注するの跡にあ

らざるなきを得ん、

○看守の増給

(此の際一層の奮勵を要す)

切に戒む、一時の勢に乗じて矜る勿かれ、沈重勉勵以て事に従へ、是れ獨り看守諸君の品位を高うするのみならず、又監獄の位置を高むるものと謂ふべきなり、

○社會に於ける監獄官吏の職務

(社會を誘掖するの氣量なかる可からず)

監獄官吏の職務たる、實に至難なり、一面監獄内部の完成を圖ると同時に、一面社會に向かひて、監獄の思想を鼓吹せざる可からず、社會に在りては、監獄と云ふ觀念、尙ほ極めて幼稚なれば、之を教導するの任務、亦監獄官吏を除きて、何人か其の任に當たるものあらん、此の名譽なる國家事業をして、大に其の注意を喚起し、幾多の改善を施すを得しめば、又一快事と謂ふべきなり、

○治獄家の要訣

(味ひ得て其の妙味津々たり)

嚴ならしめよ、酷に失せしむる勿かれ、寛ならしめよ、柔に流れしむる勿かれとは、是れ治獄家の要訣なり、兩者共に一見反對の意味あるが如しと雖も、其の實相一致したるものにして、能く此の意を領得したるものこそ、始めて獄事の何たるを解すべきなれ、

○大日本監獄協會常集會

大日本監獄協會常集會は、豫期の如く、去る十一月六日

午後四時より、東京市上野公園内湖心亭に於いて開けり、當日席上の出題は、(一)看守は監獄書記の指揮を受くべきものか(出題者埼玉縣岡部伊三郎君)(二)教育の程度を一定すること如何(出題者東京中村襄君)にして、此の餘に二問題ありしかども、次會に譲れり、此の日は、幸にも特別會員小野田元熙君の來臨を辱うしたるを以て、頗る有益なる談話ありき、此の談話も、前二問題議事の模様も、洩らさず速記したれば、續々掲載すべけれども、本誌には、先同君の席上演説、及び談話の速記より登載すべし、當日來會せられたる諸君は、左の如し、

(姓名イロハ順)

- 石澤 謹吾 (局長)
- 伊藤 安四郎 (監獄支署)
- 原口 淺太郎 (監獄支署)
- 泊 嘉十郎 (監獄支署)
- 小野 忠直 (監獄支署)
- 加地 鈔太郎 (監獄支署)
- 武田 英一 (委員)
- 坪井 直彦 (監獄支署)
- 中島 録太郎 (監獄支署)
- 植松 繁吉 (監獄支署)
- 矢部 照貞 (監獄支署)
- 山上 義雄 (監獄支署)
- 秋山 平八郎 (監獄支署)
- 井草 町藏 (監獄支署)
- 飯島 美敬 (監獄支署)
- 林 平治 (監獄支署)
- 小野田 元熙 (特別)
- 加藤 紀堅 (監獄支署)
- 河村 稻穂 (監獄支署)
- 高山 幸男 (監獄支署)
- 中村 襄 (監獄支署)
- 中川 新二郎 (監獄支署)
- 草薙 次郎 (監獄支署)
- 築 小泉保 (監獄支署)
- 芦立 安之 (監獄支署)

○監獄協會第四回常集會議事速記

築 徹速記

今回は編輯上の都合により、特別會員小野田元熙君の演説、及各會員と同君との問答と、會員各自の雜談とを掲載することせり、幸に此の旨を諒せられたし、

○佐野尙君 本日の常集會は、例會の通、石澤君に會長を御願ひいたしては如何、諸君の御意見を伺ひます、

○會員一同 異議なしと呼ぶ、

○石澤會長 夫れでは私に會長を致せと云ふ御輿論だと申すことで、已むを得ず會長の席に就きますが、其だ不行届でござりますから、其の御積りで願ひます、是れより常集會の談話會を開きます、

○佐野尙君 諸君に一言申し上げますが、諸君の御發議になりますときは、御姓名を一々御呼び下さるやう致したく御座ります、さもなれば、速記者か御名前を記すのに困難いたします、

○特別會員小野田元熙君の演説大意

本編は小野田元熙君の警保局長の資格を離れ、本會の特別會員として演説せられたるものなり、今その大意を左に掲ぐ茲に出席せられし諸君は、監獄の事に關しては、最も熱心にして、且本會の爲めに盡力せらるゝは、余の認むる

所なり、余は大日本監獄協會特別會員たるの資格を以て、聊か平素の懷抱せる所の鄙見を陳述し、併せて諸君に希望する所あり、抑も監獄の事たる、社會の事物に對して、考察する時は、部分の狹隘なるものに屬し、從ひて他の事業より、比較的歩武を進めざるは、勢の免れざる所なりと雖も、若、此の儘にして看過せんか、之れ決して策の得たるものにあらず、況や監獄の制度如何を以て、其の國の良否を判するに及ばざるまで語を爲すものあるに於てをや、之れか進向を圖るは、實に今日の急務なりとす、其の進向を圖るには、幸本協會の在るあり、益々之れか擴張に鋭意せざるべからず、而して余は切に望む、苟も身同獄官吏の職に在るものは、奮ひて本會會員とならんことを、否獨り司獄官吏のみならず、在朝在野の有志者をも、加入せしめて、出來得る丈本會を擴張して、監獄の進歩を圖らんことを期せざるべからず、

會員は、本會の元素にして、恰も一家に於ける基礎の如く、其の多寡冷熱如何は、直接本會に影響を與へたるものたるは、余の喋々を俟たず、彼の大日本教育會が、全國多數の教員を以て、赤十字社が、陸軍部内の人を以て、大日本農會が、地方官の多數を以て、會員と爲し、執れも今日の如き好結果を、社會上に表彰せしか如く、司獄官吏たるものは、協會の會員となりて、本會の隆盛と、監獄の進歩とを企圖せられんこと、最も希望の至りに堪へざる所なり、



國に罪人あるは、恰も國に病を得たるが如し、此の國病や近來日を逐ひて増殖し、其の數延いて八万の多きに至れり、而して一人の爲めに要する費途、一日貳拾錢なりとせば、一日總額壹万六千圓、年額五百八拾四万圓にして、陸軍常備兵を養ひ得るの高額に達せり、豈驚くべきに至りならずや、嗚呼五百八拾四万圓は國病者即ち罪人の爲めに支辨せらるゝかと思へば、實に悽然たらざるを得ざるなり、此の驚くべく悔るへからざる國病を治療するものは果して何人の責任なる、これ他なし司獄官吏其の人なるへし、論して此に至らば、司獄官吏たるもの責は、重且大なりと云ふへし、身其の職に在る者、豈に銘心せざるへけんや、

國病の恐るべきこと真に斯くの如し、而して之を治療するは司獄官吏にあること、余の已に陳述する所なり、然らば之を未然に防くの方法果して如何、各地方に感化院を設立して、國病の卵雛たる惡少年を訓戒誘導感化選善せしむること之其の一なり、放免因保護會社を設立し、放免後のものをして、各々其の職に安んせしめ、自營の方法を授くること、之れ其の二なり、此の二つの者兩々相對し、提携するにあらざれば、到底満足なる効果を得る能はざるべしと信す、

されば以上の諸件に付きては、余は本會の評議員として職掌上差支なき限は、本會の雜誌によりて意見を開陳せん覺悟なれば、願はくは諸君も奮進銳意して、之か衝に

當たり、國病者の撲滅に従事し、本會が希圖しつゝある目的を達せしめられんとす

○會長石澤謹吾君の答辭

唯今小野田警保局長が、特別會員の御資格を以て御話になりましたことは、誠に此の協會に取りましては、此の上もない喜ばしいことでござりまして、局長閣下の御賛成を以て、益々當協會の盛大に赴きますことを希望致します、否、必ず盛大に赴くこと、信じます、一言御挨拶を申上げ、協會の總代となりまして御禮を申上げます、  
○小野田元照君 今度の新官制には、教誨師のことが、何にも書いてありませぬが、決して教誨師を廢されたのではない、是れは教誨師を官制の中に入れて、官吏のやうにするは、僧侶の天爵に對して、甚だ宜しくない、併し此の縣には眞宗が宜しいと思へば眞宗、淨土が宜しいと思へば淨土、夫れ相等なる僧侶を備うて、教誨をするには必要なることで、夫れに向かつて相當なる報酬を與ふるとも、或は無報酬でも、夫れは適宜であります、官制に廢したと云ふと、一寸可笑しいやうであるが決してさうでない、官制にして削られたるは、判任待遇と云ふことを止められたる迄の事であり、一寸お話しして置きます、

○草刈次郎君 私は今度の官制に付いて、少々疑ががあります。即ち監獄署に於きまして、分課を定めるおどであります、今度は知事が必要に應じて、分課を定めて、内

務大臣に報告すると云ふことに止まつて居る、然るに各府縣の監獄署に向つて、内訓でありましたか、此の後分課を設くる時は、之を標準として設けると云ふや、内務大臣かとの訓令があつた、夫れを以て各府縣は之を標準として、區々でなく、畫一にすると云ふ御精神だらうと思ふ、然るに、今度の官制が出ました爲めに、監獄署に向つて訓令された特別法は、消滅したのか否かと云ふ疑であります、夫れで私の考へますには、あの特別法と云ふものは、監獄署に訓令されたものであるからして消滅するものであると云ふ考である、然らば今度の官制に依つて、知事が必要と認められた時には、分課を定めて之を報告することである考へますが、目下是れは必要のこと、考へますから、諸君の御意見を承りたいと思ひます、  
○小野田元照君 夫れはまだ分りませぬが、地方官制發布に付いては、十二月一日から實施になるから、夫れまでには分りませぬ、又前の標準も、分課を置く時は、必ず斯うせよと云ふ命令ではない、只其の標準を示されたのである、併し同じ監獄でも、集治監の分課の組織と、地方の分課組織と違ふと云ふか如き、區々になるはよくないこと、思ひます、兎に角分課の事は十二月の實施までには決るでござりませぬ、

のであります、實際刑事被告人が獄則を犯しても、制裁法は設けられぬものでありますか、  
○小野田元照君 設けられぬことはないが、今日にては、法律にて規定を要することと思はる、此の義に就ては、已に典獄會議の時にも、異口同音に設けることは述べられました、刑事被告人の罰には、減食、譴責、屏禁の三つを設けたいと思ふけれども、減食と云ふことは穩かてないと思ひます、夫れから雜誌の事に付いて御話し致したい、地方に居つても聞いたことではありませんが、監獄學會雜誌とか、感化院の雜誌とか云ふものがあり、斯う云ふ區域の狭い監獄の中で、三つも四つも雜誌があつては困まるから、皆合併して貰ひたいと云ふことを四五年前から聞きもし、又私もさう思うて居たのでござります、色々も色々深い事情があると見え到底行はれないので、不本意の事に思ひます、  
○鈴木與造君 私は警視廳の看守長鈴木與造でござります、此の東京の監獄本署には、各地から控訴人が澤山参ります、其の控訴人は會計法に依つて、金銭は少しも持つて参らないのでござります、然るに控訴人が着くや否や、辯護人を早く選定して出して呉れと云ふことを、東京の控訴院が監獄署に向つて照會がござります、何故さう云ふことを云ふかと云ふと、公判開廷の時分に、何時も辯護人がない爲めに公判を延期しなければならぬ、夫れが爲めに頗る裁判上延滞して困まるから、入監した



なつば逃走に注意してくれい云ふ照會が参る、さうして被告人に、其の金の廻つて来る時期は、早くても二十日以上掛かる、どうかすると一ヶ月も掛かる、夫れまでは一錢の貯へもないか、親族故舊に通信することも出来ず、又大切なる辯護人に通知することも出来ない、夫れが爲めに煩る被告人は困難します、是等はどうか法をお立てになつて、多分の金は會計法通りにして廻はすと云ふことにして、些々たる通信料に充てる丈の金は、被告人の爲めに護送者か監獄の方に持つて来るやうに、致したいと云ふ考でござります、

○小野田元照君 幾ばかり持つて来れば間に合ふのですか、

○鈴木與造君 先、代言人に通知するとか、親族に通信するのでござりますか、五十錢もあれば澤山でござります、

○小野田元照君 夫れから監獄協會の雑誌のあとに付いて御意見はござりませぬか、餘計のあとがあるとか、餘り長過ぎるとか云ふものはないでせうか、御意見があれはか述を願ひます、

○石澤會長 夫れは私からも願ひたいのです、斯う云ふ様にして貰ひたいと云ふ御希望があれば、其の御希望を満たすのは固より役員の職務でありますから、私からも是非願ひたいのです、

○岡部伊三郎君 私杯が讀んで一番爲めになると思ふの

は、人の質問でござります、あれが一番價值があるやうでござります、あゝ云ふものに比して言ふと、……御差支があるか知りませぬが、言へど云ふことだから言ひますが、法學士が色々書きますのでござります、あれは餘り長たらしいやうに考へます、諸君が数年來言うたやうなことを繰返さるゝやうで……質問の様なものに比しては厭うやうな心持がします、

○佐野尙君 是か、あゝ云ふことは、成る丈減じて書くど云ふ積りでござります、

○石澤會長 今のお話の様に、面白くないの、長く續けて書いて貰つては困ると云ふ様なことでも、何なりとも御注文下さるやうにしたいのです、

○岡部伊三郎君 夫れど局長が先刻お述べになつた、雑誌の二つも三つもあるのを、一つに纏めると云ふことは出来ませぬか、

○小野田警保局長 地方で千枚も賣れない新聞を出して居る跡に、又新聞を發行すると云ふ様に、どうも日本では妙に競争心があつて困まる、成る丈是れは一つにして行かないと、鞏固のものにはなつぬ、夫れで、本會は追々會員の頭数は勿論ですけれども、成る丈務めて監獄に關係のある様な人に這入つて貰ふ積りで、役員の人が骨を居つてもはねばならぬ、

(未完)

通信

看守獎勵の新法 三水也人

頃日九州の某監獄にては、看守獎勵の一新法を定めたり、聞くとどこに依れば、看守部長等の如き者の撰命、就中看守増俸等の如きは、看守中往々物議ありて、或は長官の依估なりなどと露々する者ありて、自然大切な勤務を等閑に付する傾向なきにあらざり、斯くては甚だ然るへかちらざる事なりとて、其の長官は、大に之を苦慮せられ、茲に其の新法を設けられたり、そは増俸及び其の撰命には、總て試験を用ひ、其の合格したる者の中より、更に月數の経過を要す、(例へば及第後何ヶ月を経されは増俸せすと云ふ類これなり)、尤も成績拔群なる者は、此の月數に拘はらず之を拔擢す、而して其の問題を、豫め公示して一般に知らしめ、其の結果をも同様揭示するとせよとせしに、爾來各看守は大に奮發の念を生じ、且つ其の公平なるを喜び、更に不平者とはなく、休憩中といふども、漫に睡眠を貪る者なきに至れりと云ふ、また以て看守獎勵の模範となすに足るべきか、

集治監分課並處務規定對照

策堂居士

今般集治監の分課并に處務の規程を更に左の如く定められたり其の新舊を對照して讀者の參考に供す

<p>(舊)集治監事務分課廿三年八月發布</p> <p>庶務課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一文書の接受、發送、保存に関する事務</li> <li>一人の出入、名籍、刑期、願訴、特赦、假出獄、免職閉に関する事務</li> <li>一人の貨物、給與品、差入品に関する事務</li> <li>一統計に関する事務</li> <li>一他の課所の主管に屬せざる事務</li> </ul> <p>警守課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一人の戒護に関する事務</li> <li>一人の書信、接見に関する事務</li> <li>一人の疾病、死亡、逃走に関する事務</li> <li>一人の賞罰に関する事務</li> <li>一人の行狀に関する事務</li> </ul> <p>作業課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一作業に関する事務</li> <li>一工錢に関する事務</li> <li>一器具、材料及製品の調査に関する事務</li> </ul> <p>會計課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一豫算、決算及金銭の出納に関する事務</li> <li>一製品の販賣に関する事務</li> <li>一所轄の地所、建物其他の一切の需用品に関する事務</li> </ul> <p>醫務所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一診察治療調劑其他他監獄衛生に関する事務</li> </ul>	<p>(新)集治監事務分課廿六年十一月發布</p> <p>第一課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一文書の接受、發送、保存に関する事務</li> <li>一吏員の身分に関する事務</li> <li>一人の出入、名籍、刑期、願訴、特赦、假出獄、免職閉に関する事務</li> <li>一人の數簿及教育に関する事務</li> <li>一人の領置貨物、給與品、差入品に関する事務</li> <li>一豫算、決算及金銭の出納に関する事務</li> <li>一統計に関する事務</li> <li>一他の課所の主管に屬せざる事務</li> </ul> <p>第二課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一人の戒護に関する事務</li> <li>一人の書信、接見に関する事務</li> <li>一人の疾病、死亡、逃走に関する事務</li> <li>一人の賞罰に関する事務</li> <li>一人の行狀に関する事務</li> <li>一人の貨物に関する事務</li> </ul> <p>第三課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一人の作業に関する事務</li> <li>一人の工錢に関する事務</li> <li>一器具、材料及製品の調査に関する事務</li> <li>一物品の購入、販賣に関する事務</li> </ul> <p>一所轄の地所、建物其他の一切の需用品に関する事務</p> <p>醫務所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一人の疾病、死亡、調劑其他他監獄の衛生に関する事務</li> </ul>
--	--

教諭所(廿五年八月追加發布)

一 教諭教育に関する事務

集治監處務規程

第一條 (舊の通り) 教諭所長は教諭師(末項)

第二條 (舊の通り)

第三條 (舊の通り)

第四條 (舊の通り)

第五條 (舊の通り)

第六條 (舊の通り)

第七條 (舊の通り)

第八條 (舊の通り)

第九條 (舊の通り)

集治監處務規程

第一條 各課に課長を置く  
第一課第三課長は書記、第二課長は看守長、警務所長は監獄醫を以て之に充つ

第二條 各課長は典獄の命を承けて課務を處理す

第三條 凡そ公文書は第一課長に於て授交し開封記録の上之を典獄の査閲に供すべし但至急を要するものは便宜速に典獄に提出すべし典獄親展の文書は封の儘典獄に差出すべし

第四條 典獄は前條の文書を査閲し各課長に下付して處分法を各課長に指示すべし

第五條 各課事務の多端なるときは典獄の指揮に依り本務外の事たりとも補助服務すべし

第六條 公文書類は公務の外典獄の許可を得ずして他人に示し又は寫帖を與ふることを得ず其の他各員所管の公文は總て散亂せざる様嚴重取締すべし

第七條 典獄は事務の處分并文書の調査等に延滞ならしむる爲め便宜其の期日を定むべし

第八條 典獄は文書記録の保存方法并其の取締細則を規定すべし

第九條 典獄は毎月一次若しくは臨時に所管の物品を査閲し又文書往復の簿冊并記録の文庫を査閲し積溜を檢明すべし

右に依りて見るときは事務分課に於て舊の會計課及教諭所を廢止し、其の事務を新の第一課と、第三課とに於て分掌し、處務規程に於ては、第一條末項を削り第十條を増加せられたり

○看守教習生卒業證書授與

高知縣に於ては去る十一月八日左の看守教習生に卒業證書を授與せられ江口道信君には特に優等證を付與せられたり

江口 道信君 佐竹 辰馬君 弘田 義亮君  
竹村 正昭君 山岡 惠樹君 竹内 重義君

(高知縣監獄署報す)

京都府に於ては去る十一月十六日左の看守教習生に卒業證書を授與せられたり

小谷 太郎一君 松園 忠雄君 端 龜太郎君  
山崎 數吉君 藤田 力藏君 米田 庸之助君  
有馬 道藏君 村田 善之助君 杉江 正男君  
伊藤 耕雲君 (京都府監獄署報す)

北海道集治監網走分監に於ては去る十月二十四日左の看守教習生に卒業證書を授與せられたり

濱崎雄左衛門君 細川 家治君 菊盛 澁次郎君  
竹内 仲助君 松山 爲樹君 松澤 恒次君  
勝山 清君 篠原猪之助君 小倉 軍治君

第十條 本規程及事務分課を施行する方法細目は典獄之を定め内務大臣に報告すべし

玉造直一郎君 瀧間 十藏君

(北海道集治監網走分監報す)

○看守精勤證書授與

千葉縣に於ては去る十月二十七日左の看守五名に精勤證書を授與せられたり

布留川多十郎君 秋葉忠太郎君 高山儀三郎君  
菅谷源之助君 生田道之助君

(千葉縣監獄署報す)

○岐阜縣監獄署追吊會

岐阜縣監獄署に於ては去る十月二十九日總囚を救誨堂に集め去る二十四年十月二十八日大震災の爲め歴死せし四人及累年病殘せし在監人追吊の爲め本派本願寺同地西別院より僧侶六名を聘し法會を營まれしに因情靜肅にして當時の慘況を追想し轉た悽然たるものゝ如く殊に横山順督氏か適切なる教誨ありて感化上裨益する所少なからざりきと云ふ

又同署員有志者は同震災の際歴死せし故看守大橋竹三郎押丁間宮孫次郎兩氏の爲め其の墓前に於て追善法會を營まれ中川典藏始め署員多數參拜せられたり因に云ふ兩氏の墳墓は曩に署員の義捐に依り各々石碑を建設し永く紀念に存せられたり (岐阜縣監獄署紀野維益君報す)

○寄附金に就き松口岩手縣典獄の書翰並に本會の返書

一金拾圓也

右は來明治廿七年佛國に於て開設相成候萬國監獄會議へ列席の爲め貴會員御派遣の趣承知仕候就ては聊か贊助の微衷を表せん爲め當監獄署員一同より前項の金員右費用の内へ寄贈仕候間御收領相成度候別紙金券壹葉相添此段得貴意候敬具

明治廿六年十一月一日 岩手縣典獄 松口 重久  
大日本監獄協會庶務局長石澤謹吾殿

返書 記

一金拾圓 右來る廿七年佛國に於て開設の萬國監獄會へ列席の爲め本會員派遣可致目論見有之旨御承知貴縣監獄員御一同爲國家率先御贊成被下右費途の内へ前書之金員御寄贈相成正に落手致候斯道の爲めに御厚志の程不堪拜謝候早速他役員へも通知雜誌へも掲載可仕候へ共先以て本會に代り領收の證并に謝意申上度貴報如斯に御座候也  
明治廿六年十一月 大日本監獄協會  
庶務局長 石澤 謹吾

岩手縣典獄松口重久殿

○監獄道開鑿

青森縣監獄署は青森町を距ると殆ど二里數十丁にして日常の不便尠なからさりしに本年度に於て之か直徑(一里十)に新道路を開鑿するととなり本月初浚より着手し目下百餘人の工夫南北二派に分かれ盛に工事中なり來たる十一



月中には竣工の見込なりとぞ (青森縣監獄署報す)

○監獄支署設置の認可  
兵庫縣に於ては勅令第六十二號第三十六條に依り同縣姫路、龍野、豐岡、笹山、洲本の五ヶ所へ監獄支署設置の件内務大臣の認可を得られたり(兵庫縣監獄署報す)

寄書

○獄事關係の名家十名を投票するの議

南海 小僧  
余は我が邦獄事家の名譽を表彰せんかために、左の十名家を無記名投票せられんことを希望す、乃ちその種目は左の如し、但しその手續はすべて本會に依頼する事

老練家 實務家 勳勉家 熱心家 學術家  
研究家 衛生家 經濟家 建築家 教誨家  
右の如く申越されたるに付いては左の手續によりて、續々本會に寄附せられたし、乃ち

一 一月發兌の雜誌に掲載するを以て、十二月三十一日迄に送附せらるる事、  
一 無記名投票たることは勿論なれども、必ず府縣名は記載せらるるを要す、

○北海士に答ふ

北海道集治監 工藤 襄

編者 白す

人あり北海士と號し、大日本監獄協會雜誌第六十二號に投書せらる、その疑問に曰はく「幽閉を免せられたる流刑の囚人にして、刑法附則第十四條に依り、地を限りて居住せしめたる者、若し逃走したる時は、刑法第四百十二條に依りて論す可きものなりや」と

吾曹は法學者にあらす、刑理學者にあらざれば、素より北海士君の疑問に解答するの明に乏しと雖も、吾曹の思考を以てせば、士か懐かるゝ如き疑問は、何れの点よりして、之を氷解す可からざるに至りしか、

人誰れか自由の空氣を呼吸し、自由の動作を爲し、己か意の儘に爲す事を欲せず、不自由の淵に淪むを甘するものあらん、その自由を欲し、痛苦を忌避せんとするは、吾人の性なり、眞理なり、權利なり、

之を要するに、囚徒の逃走は、獄舎鐵具又は暴行脅迫を爲して逃走せしめられずして、單に看護者の隙を窺ひて、逃走したるものなれば、その犯人に刑を科して罰すること能はずとの刑理を主張するも、職として、此の理由に基因するなり、

果して然らんか、現に其の爲す所、其行ふ所は衣食住共に緊嚴に自由を制限せられ、其の刑を執行せられつゝあるものにてすら、單純なる逃走は、之を罰せずとの刑理を發見する、進歩的時代の今日なり、

夫れ免幽閉は、其の字義に於て已に明かなるか如く、刑法第二十一條を條件とし、刑法附則第十二條に依り、典

獄より内務、司法兩大臣に上申して、其の許可を受け、全第十四條に基づき、監獄近傍の地を限りて居住せしめ、獄司の監督を受けしむるものなり、

然るに刑は流刑なり、幽閉は之を執行する方法手段なり、幽閉を免するは、之れ刑を免するにあらすして、其の執行に係る方法手段を免するものなれば、免幽閉者も、素より行刑の一部たるは當然なり、然れ共已に其の幽閉を免せざる可き條件を具備して、監獄近傍の地を限りて、居住せしむるものなれば、假令本人は逃走するも、行政の處分として、監獄則第四十九條により、七日已内之を拘置する外、司法處分として、刑法第四百十二條に因りては、處罰す可きものにあらすと斷言す、乃ち刑法第四百十二條は、未だ監獄内に於て、行刑中のものに係る逃走者を罰すへき正條にして、免幽閉者の如きは、全條已外のものたる可し、且つ案者は、免幽閉者の限定地已外に出てたる場合を目して逃走と見做すよりも、寧ろ無届他出と訓するの隱當なるを知る、記して以て之に答ふ、

○免幽閉者の逃走に付き大阪草尾爲槌君に質し併せて大方諸彦の高教を請ふ

北海 海士

曩に本誌第六十二號を以て、幽閉を免せられたる流刑の囚人にして、逃走したる場合には、刑法第四百十二條に依りて處分すへきものなるか、否か、大方諸彦の高教を仰きたりしに、全第六十四號に於て、大阪なる草尾爲槌

君は、甲乙の兩説を掲げ來たりて、其の乙説を採り、即ち無斷居住地を離れて、形迹を湮滅したるものは、典獄の許可を経ずして限外地に出てたるものと認め、監獄則第四十九條の免幽閉を得たる流刑の者、監署の命令に違背したるときは、七日以内之を拘置することを得、云々とあるに從ひ、制裁を加ふるの外、刑法上の制裁を與ふへきものにあらすと斷定せられたり、

抑も本問題の主旨たる、刑法第二十一條、及刑法附則第十四條に依り、限住居地を許されたる免幽閉者にして、刑期限内私に居住限外地を脱出し、其の形迹を湮滅したるときは、其の逃走の事實顯然たるにも係はらず、告發逮捕の手續を爲すには、他に法文の頼るべきものなきか故に、唯、刑法第四百十二條に、囚徒逃走罪を規定しあるを以て、直に之を囚徒の逃走と一般、該法文に依りて、之か處分を爲すの適當なりや否やにあり、固より單に營業上の都合に依り、若しくは他の必要に迫られ、出願許可を得るの遑なくして、一時限り居住外に他出したるか如きものを云ふにあらす、斯の如きは眞に偶然の行爲にして、爾後其の手續を爲し、許可を得るも、亦十分の餘地を存するものなり、こは該監督官即ち典獄の職權内に於て、宜しく取捨し得べきものならん、何を狼狽して、直ちに之を刑法の明文に問擬するを要せん、蓋し免幽閉者は、法律に於て處分せられたる流刑囚にして、僅に其の地を限り、幽閉を免したるに過ぎざるを以

て、其の刑期限内は、必竟流刑囚に相違なきものなり、故に流刑囚にして、仮令幽閉を免せらるゝと雖も、其の限地居住を出つるに於ては、其の近傍の町村に必要を辨するの時と雖も、固より典獄即ち監督官の許可を受けざるべからずとす、今や典獄の許可なく、必要の認むべきなく、擅に限地を脱出し、或は他所に居住を定むるか、若しくは悪所に徘徊すると、偶然の所爲にあらずして、故意に其の處分を免れんとし、其の形跡を湮滅する者の如きは、即ち是れ囚徒の逃走と一般にして、僅に其の獄舎を脱出するに、其の限地を脱出するとの差あるのみ、また何の撰ふ所あらん、而して典獄即ち監督官の職務として、其の監督すべき刑期中の流刑囚を、其の所在の不明なるを名として、空しく袖手傍觀に付すべきものにあらざるは、固より事理の然るべき所にして、監督の責務を履行せざるべからざるは勿論の事なるとん、若し夫れ乙論者の如く、單に監獄則第四十九條の命令違犯者として處分し、他に制裁の加ふべきなしとせば、彼逃走して其の形跡を湮滅し、所在不明の者の如きは、如何なる方法手段を以て之を捜査し、之を逮捕し得べきか、將又如斯ものは、渾て放任するの意なるか、是れ予か乙論者に對して、聊か疑義を抱く所にして、斯くの如き甚しき者と雖も、一旦幽閉を免したる以上は、果して放任すべき者なりとせば、乙論者は必ず其の流刑を免せられたる證左を擧げざるを得ざるなり、論者或は言はん、幽閉を免せ

寄書

られたるは、即ち是れ流刑の執行を免せられたる者なりと、文言はん、法律に明文なき者は、他に執行すべきの權なしと、是れ大に然らざる者あらん、左に其の不可なる理由、即ち乙論者に賛成を表する能はざる理由を陳述すべし、

元來流刑囚の免幽閉者は、徒刑囚の假出獄と、其の比例をなすべきものにして、只其の罪質の區別に依りて、之を別異したるに過ぎざるべし、假令、假出獄、免幽閉、其の待遇上及名義上の差異は論するの必要なものとすも、全しくは刑期中にありて、決して本刑を全免せられたる者にあらざるは全一理なり、然らば乙論者の如く、流刑を免せられたる者と謂ふを得ざるは明白ならん、又法律の明文なきものは、執行を爲すを得ずとは、免幽閉者及假出獄者の逃走は、特に法律に掲げ來たざるを以て、刑法第四百十二條の囚徒逃走罪に依りて、之れが處分を爲す能はずとするも、本刑即ち流刑を免せられたる限は、即ち是れ囚人と認むるを以て、法律に於て許可せざる監督以外に運動し能はざるは當然の理ならん、況や亦逃走の形跡顯然たるものに於てをや、之れを是刑法第四百十二條に依りて處分すること、何の異議あらん、若し果して該法文に依るの妥當ならずとせば、乙論者の如きは、之れを法律の不備に歸し、飽まで放任主義をとらんとするものならん、然れども法律の解釋の如きは、固より予輩不識の徒の、敢て喋々すべき所にあらずるを以

て茲に再び大方諸彦の垂教を乞はんとす、又乙論者は曰はく、免幽閉者の許可なくして、限外地に出つる者あるときは、一步を出つるものあり、或は十歩數十歩を出つるものあり、是等は一も二もなく、直に之を認めて逃走と爲すかと、論者の難する所は、固より典獄即ち監督官の決して爲さざる所なりとす、抑も事に輕重緩急あるは、自然の道理にして、監督官權内に於て、事の輕重緩急を計り、其の形跡の如何に依りて、之れが取捨採擇を爲すは、敢て難きにあらざるべし、加之限地居住は、獨り典獄權内の處分にあらずして、明かに法律の命する所なりとす、今之を目して限地居住は、單に監督の命令なりとするは、事頗る失當なるにあらずや、論者も亦乞ふ再思せられよ

○上官に對する敬意服従とは何ぞ

日向 默 笑 散 士

散士は身を職務界に投せしより、是に數閱月、平素散士が悲嘆に堪へざる所の事あり、他にあらざる、看守の上官に對する敬意服従の義務はなり、監獄の貴重なる名聲と、有益なる作用とは、獨り嚴格なる規律に依りて、是れを得べきものなれば、看守たるもの、事を處し、法律規則を見解し、若しくは是れを實施するに當たりては、必ず其の上長官、殊に直接の上官より、訓示命令を得、嚴に是を遵奉し、決して自己の臆斷を用ふる事あるべからず、是れ即ち上官に服従するの規律なれば、此の規律にして、

愈々嚴密なる時は、職務改良上、好結果を得べきは言を須たす、蓋し服従規律の全く能く行はるゝは、下官たるもの、常に充分なる尊敬と柔順なる心を持つると然らざるとにあり、然れ共、是に尊敬と云ひ、服従と云ふは、職務の外、公私の區別を論せず、只だ命は是れ従ふのみに非らざるを記憶せざるべからず、動もすれば、尊敬服従の所爲を誤り、其の如何なる場合を問はず、常に上官を尊大ならしめ面諛呈媚以て其の甘心を買ひ、風を習ひて、其の嗜好に投じ、上官の私愛を得れば、是れを以て、自己が尊敬服従の規律を守りたるものと思惟し、同僚に接するに、慢言傲語を以てするものあり、是亦誤謬も甚しと云ふべし、斯の如き所爲を以て、正當と爲さんか、其の官衙の一部は、卑劣風を爲し、怯懦俗を爲し、互に上官の私愛を得ん事を競ひ、其の公衙に在りては、意の如く媚を呈する事能はざるを以て、終には上官の私門に入入し、其の屬々なるに及べば、談同僚の行爲上に及ぶは免れ難き所にして、殊に上官たる者は、其の部下の品行上、交際上に就きて常に是れを承知するの要ある者なれば、容易に信を錯かざるも、亦好みて是れ等の説を聞かんと欲する者なり、平素職に怠慢にして、正道を守らざる者は、上官の私愛を得ん事のみ汲々として、屢々其の私門に入入して、面諛諂言、同僚の非を擧げ、適々上官の意を得て、圍碁席を對し、茶話一笑の間、機に投じ、變に應じて、自己の立身を要求し、萬一を僥倖せんとなす

寄書



るが如きの弊害、之なしとせず、苟しくも身を獄務に委ね、悪人を統御して、感化遷善せしむるの任にありながら、斯の如き卑劣の精神を持つる者あらずば、如何して今日獄務の改良を謀るを得んや、如何に今日看守の地位を高むるも、如何に口に獄務の改良を唱ふるも、看守其人にして斯の如き所爲あらずば、また何とせん、然れ共尊敬服従の事たる、獨り其の官衙にありて、是れを分形に顯はすの形式を以て足れりどせざるなり、看守たる者の思想は、不斷此の規律のある事を忘却せず、職務外と雖も、傲慢不遜の舉動を爲すが如きは、亦決して許す所にあらずるなり、亦非番の時と雖も、上官より私宅に來たる可きの通知を受け、若しくは職務上見聞したる事にして、宥恕すべからざる場合に在りては、何時たりとも上官の居に至りて申告せざる可からず、只戒む可きは、上官の私愛を得るの手段として、濫に其の好意を買はんとするが如きは、卑劣の行爲なりとす、故に若し果して、かゝる士あらずば、宜しく猛省する所ありて、此の精神を洗除し、我が獄務界の爲め、否國家社會の爲め、盡力する所あるべし、獄務改良多端の今日なるをも顧みず、猶數年前の吏員の如き精神を持つる事あるべからず、茲に鄙言を吐漏して、諸士が愛讀する貴重の新誌を汚す、幸に一讀の勞を採られよ、

小説

小説 川

此の頃の生暖き日影に倦みて、清流金波躍る隅田の畔に、暫く世を連れし某、又もや浮世の風に誘はれて拙筆なれど、聞きつるまゝを書き記し夜嵐、御賞美どこそ行かずもあれ、只々御見通し被下らば、欣喜雀躍の至りに堪へずどかくなん。

磯川の茅舎にて 一松庵志す

小説 夜嵐

今は昔、いづこなりけん。重き所刑を受けし太田保吉と呼ぶ大盜賊ありけり。終身かゝる薄暗き耻を忍んで居らんよりは、浮世と太く短夜の夢覺めて、東海に沈む日影を背に負ひ、千紫萬紅の色を脱ふ草木を眺め、終日の苦役に汗臭き衣服を、東方吹く風に曝しつゝ、かゝる身も來方行末のこと思ひ廻せば、我が身はいとゞ秋の宵に、田の面に鳴く虫の如きぞかし。

天網快々疎にして漏らさず、我が同類は一樣に鎖に繋かれ、泣き叫ぶ妻子を振り捨て、哀れや虫のすかぬ作業を朝より晩まで、汗水流して暮らさんと、男一疋の耻なりかし、ふよしくかうしてくれよう、と謀計む心の

恐しや。

滿期放免の親分に頼む消炭の手紙、謀計甘く行はれて、我が兄なる、權田成恭如何に人目を避けたりけん、壁の外より投げ込みし縋包、工事終て夕暮時の歸路、そを披き見れば嬉しや、こよなき業物なりけり。

春過ぎて降りみ降らずみ五月雨の天、いと小暗き夜半の鐘は、諸行無常と響く丑三ツ頃、起き出で、見れば、雨はいや増しに降りしきり、雷さへねどろ／＼しく鳴り轟めき、聞くさへ恐ろしき天候を、白川夜船いきたなく、誰一人知るものなし……しめた！ 鏡片手に諸處をさぐれば、足ふみかけんばかりの丸木、横に渡して五六本、幸福なりとを登れば、頭の上に四寸角、切り放して屋根の上なる土掻き除けはや逃れんばかりの穴あきけり。

見廻の役人音を聞き附け、其の戸際に來たれど異常なく、見張の役人の叱さへ聞こゆれば、まづ安心と立ち去らんする折かた、今迄降りしきりたる雨霽れて、雲間を出づる月影の、怪しや獄屋の中に漏るを見て叱驚り、出遇くと呼ぶ聲に夢を破られ、出で來たりし押丁三五名を手早やく、草を分けつゝ其の行方を捜せど、影は只水邊の孤松哀れに水に映るのみ。

(未完)

獄事彙報

◎御断り 本誌第五十四號獄事彙報欄内押丁の捕縛と題し大阪毎日新聞に掲載したる事項は其後公明なる法官の審判に依り去る九月十二日免訴相成りたる趣伊藤藤三氏より申上越されたり

●監獄の差入物に就て 當市美江寺町の京口屋は從來岐阜縣監獄署に監看への常食及び金品の差入れを常業と爲し居りし處先々同家の赤痢患者ありし爲め一時差入れを停止せられたる程從前の通り過つての差入れものを許可せらるゝに至りたりといふ情に於て此の種從前より一條を聞くがま、記さんに右の京口屋へ常食の差入れを依頼し其の日數に應じ代金を支拂ふも同家にては更に受取書を出さるゝよしなるが、是れが差入れを受ける者は素より在監被告人の事とぞ内外相通する事難く殊に差入れ人が遠隔の地に在る等の場合に於ては殆んど常食差入れの度數を調ふるの便宜なき處より遂に約束通りの常食を差入れ、や否やの點に付き大に疑ひ無きを得ずとの説あり其の他物品等の差入れを依頼するときは何品に限り一點に付二錢云々云々隨分安くない手数料を取る處より其の利益も中々多しと云々之に因つて岐阜縣監獄署に於ては總べて在監者への差入れものは差入れ人自身に持参せしめ、或は營業的に出でざる使ひの者の差入れに限り許可する事に改めんとすの内議もあるやに聞けり

●監獄署の遊離 四五日前の夜岐阜縣監獄署東手なる今泉尋常小學校新築場なる長一丈餘の柵を提出し之れを柵に懸けて登り同署柵内に忍入りて第九工場第十工場との界なる柵を攀ちて第九工場の天窓より同場内に入り機具の機掛けありし梯子三丈五尺余を曳取り去りたる賊ありしは一度ならず二度までも不注意千萬と言ふべし (明治廿六年十一月八日岐阜日日新聞)

●差入人の注意 本縣監獄署にて (明治廿六年十一月八日岐阜日日新聞) 親戚故縁より臥具の差入をなさんとする者は成るべく毛布を用ふべし (明治廿六年十一月七日奥羽日日新聞)

●常置委員の出張 縣會常置委員の諸氏は久留米、小倉の兩監獄署警察の風害預備見分の二手に分れて今朝の一番汽車にて出張する由

●典獄署長補任の風説 是亦風説なり余輩は驚く信せず其坊間相傳へて云ふ藤澤典獄は大阪府典獄に轉任し佐賀署長高須欽氏其後任を繼ぐ佐賀縣

獄事彙報

獄事彙報

監獄署典獄となるへし前日高須氏は四松浦部長たるべしとの風説あり未だ  
數日ならざるに又此風説を聞く本、是れ捕風捉影の言に過ぎざるべしと雖も  
亦以て二十石の塵風雷動搖の一塵を窺知すべし

●監獄の改革 岐阜監獄にては今明月中に小改革を行はるやにて中川典  
獄には日々知事官房に至り協議中にて既に胸案も出来居れり云ふが岐阜縣  
改革のお手際は大概分りたれば差したる心配はなかるべし否な増給の風命で  
も蒙りお飯炊くよな事かも知れず (明治廿六年十一月九日渡飛毎日新聞)

●若手縣廳の改革 若手縣廳にては去二日大改革を行ひ副官の新任一名副技  
手の非職六名警部取稅風監獄書記の依願免官及び非職を命ぜられし者十四名  
を解職せしめし四十五名ありたり (明治廿六年十一月五日奥羽日新報)

●監獄道改修の入夫 此の節盛んに起工なるが工夫士搬運のものに五十名  
許にて中には婦人も多し云ふ又荒川方面よりは囚徒を以て着手せし居る  
也 (明治廿六年十月十九日東奥日報)

●堤防修繕着手囚徒使役 過般の洪水に就ては堤防修繕工事に着手せんと  
するも大に工夫に欠乏を告ぐる由なるが能義郡に於ても斯かる事情なるより  
遂に監獄囚徒を使役する事と松江監獄の囚人百五十名を雇ひ昨日より其工  
事に着手せり (明治廿六年十一月五日松江日報)

●小松原知事の監獄視察 小松原本縣知事に昨日田中副官を從へて沼津監獄支  
署視察として出張即日歸國の答にて本日は掛川監獄支署へ赴かれ夫より濱松  
支署へ巡視する都合なりと下田支署へ今回は出張はなしと云ふ (明治廿六年十月卅一日静岡日報)

●清浦次官監獄を視察す 司法次官には昨日午前八時過り谷松山地方裁判  
所檢察正、池田、川地兩檢察判事、武内書記官、松本裁判所書記を隨へて愛媛  
縣監獄署に赴き監房及び工場等を視察し十二時頃よりは更に舊松山城山の参  
觀をなしたり (明治廿六年十月廿九日愛媛新報)

●金曜會員の昇監獄調査 府會郡部新議員の組織せし金曜會にては昇監獄  
新築に付其可否の意見を定めんと武部三郎、道下四郎與茂兩氏を委員とし  
て調査する所ありしが項目完結して兩氏より會員に報告せり其要點を如何  
にも破損せり然れど此際六萬圓を支出して新築するに及ばず壹千五百六拾餘  
圓を投じて修繕を加ふれば更に二箇年位使用するを得べし因て此事を府會の  
議に附せん云ふに在り (明治廿六年十一月九日大坂朝日新聞)

●東京出獄保護慈善會の方法 府下の宗教家及政黨員の發起に據り不日成立  
する東京出獄保護慈善會の方法を聞くに初め監獄署に就て在監囚徒の出獄期  
日及び從來の職業等を取調べ置き府下の商工業家に就き適當の職業先を定め  
本人出獄の節は慈善會は自ら之が身元保護人となり直に商工業家等へ往込ま

しむる仕組にて最初試役中の一ヶ月間位の食費は同會より支出する都合にて  
監獄に縁故ある各省の高官は何れも養成を盡し居れり (明治廿六年十一月十日毎日新聞)

●取賄看守の所判 續々本紙上に記載せし本縣監獄看守たりし運添盛之助は  
一昨日より高知地方裁判所に於て重懲罰六ヶ月罰金四圓に處せられぬは取賄金十  
七圓に通知する旨宣告を受けた (明治廿六年十月廿五日上陽新報)

●押丁の無罪 巽に愛知監獄署押丁奉職中官文進行便被告入範芝太郎より巽  
書の取次をなし賄賂を受けたりとの罪を以て拘留中なりし丹羽淺太郎、諸岡  
茂吉の兩名は富樫醫院に於て公判開廷疑獄士大審多實之助氏の辨護により昨  
二十三日無罪放免の宣告を受けたり (明治廿六年十月廿五日新愛知)

●新任典獄の處分如何 看守長江澤清造氏が天滿宮神祭の當日潮江村に至り  
部下看守兩名(齋藤野村)の内を齋藤飲み廻りたる上部部下の醉漢等に毆打せ  
られんせし危急の場合を或る人の注意に依りて虎口を脱せし一條は過日の  
紙上に記載せしが今或人の評言に依れば右は正しく江澤看守長が平素公私上  
に於ける部下看守と感情の衝突を現象せし者にして或人の証言の如く江澤氏  
は愈々其の場合に居合はざりしにもせよ是れが爲め江澤看守長と看守の衝  
突は決して抹殺するに由なく且つ是等は大事の前の小事なり江澤氏は現に看  
守長の身分でありながら難香極る神祭の當日特に下僚の馳走に腹を肥やさん  
とは苟くも官吏たる者決して爲すまじき事にて是れを彼の農商務大臣と全  
次官が取引所同盟所員と待合に歡會せしに比すれば共に皆官海の風紀を維持  
すべし操行と思はれず知らず新任神谷典獄は今回の官制改革に際して如何に  
之れを處分し去らるゝ我輩は其技術を觀んぞ欲する也 (明治廿六年十月廿六日高知日報)

●看守の採用法 徳嶋監獄署に於ける看守の採用方は從來多くは押丁中より  
選拔し直に看守として民間より採用せしものなりしが白倉典獄は押丁中より  
民間より直に採用する事になしたり又た明年四月より看守給の下級八圓と  
りしを以て昨今志願を爲す者多しと (明治廿六年十一月五日徳島日日新聞)

●囚徒の脱走 去廿四日午後四時頃堀の内分署諸巡查豊島民治氏、六日町警察  
署より長岡支那部撤事へ護送すべき傳送刑事被告人五名の内北魚沼郡八ヶ村屋  
角藏(四十一)年、四浦原郡味方村堤丹次郎(三十三)年の兩名は古志郡長岡町宇  
作右衛門小路に於て巡查の隙を窺ひ繩を脱し逃走したれば長岡警察署諸巡查  
諸氏も大に盡力の上捜索したるに同五時巡查小林真作氏は同町宇殿町裏桑畑  
中に於て堤丹次郎を取押へたるが是角藏は遂に所在分明ならず事ら捜索中の  
よし (明治廿六年十月廿八日新潟新聞)





大日本帝國内務省獄務顧問  
 普福士王國陸軍少尉  
 帝國勲五等クルトフインゼーハッハ  
 君墓碑  
 帝國司獄官吏捐資建之以酬  
 其救授之恩云  
 大日本明治二十六年八月

HIER RUHT  
 KURT VON SEEBACH  
 GEBORN AM 12. SEPTEMBER 1857  
 GESTORBEN AM 12. SEPTEMBER 1907

故獄務顧問フインゼーハッハ氏之碑

## 故獄務顧問フオンゼーバツハ氏建碑式追遠會の記事及祭文

### 故獄務顧問フオンゼーバツハ氏建碑式

一天寥廓四望蕭條、鴻雁空しく天を翔り肥馬高く野に嘶くの秋、徐に過去の事を追想せば悲感交々瑤り涙沾巾を濡すもの幾許時、豈獄務顧問フオンゼーバツハ氏を亡ぶが如きも其の一ならずや

吾人特に直接間接に身を監獄の事業に委ぬるの士か瞬時だに忘れんとして忘るゝ能はざるものは蓋しゼーバツハ氏の記念なるべし予は今更て茲に氏の來歴を記すの要を見ず又何ぞ敢て氏の功績を記すを要せん何となれば是等の事は夙に諸君の腦裏に侵染するものなれば此の際更にかかる悲哀の慘事を復活するに忍びざればなり唯建碑の情景を序して予輩の憂懷幾分を舒暢する所あらんのみされど尙ほ瞑目追想せば哀情切に吾人の腦裏を襲ひ來たり亦言はんと欲して言ふ能はず筆溢り口呿し終に懊惱煩悶に沈むこと屢々なりき

顧みれば氏の没後早既に三年となりぬ、是より先石澤典獄元監獄官練習所長たるの故を以て普く書を各監獄官に寄せ其の吊慰の情を表せんが爲めに贖金せんことを諮る諸氏直に之を諾し無慮集るもの千百三十餘金乃ち此の由を在國なる母氏の許へ通じ建碑の資となすべきか若しくは物品を贈與すべきかその意の在る所を問ひしに母氏は公使の手を経て答へて曰はするや厚意謝するに堪へたり若、微意の在る所を示さばわはれ金石に鏤めて永久祭祀するを得ば亦過分の望なり云々とありき、よりに石澤典獄は此の意を各監獄官に返牒しその議終に碑を建つるに一決せり而して其の碑石は内務省御備獨逸人ヲハルドセル氏之か設計をなし石澤典獄之を督し東京集治監囚徒を役して工事に従はしめたり、全部凡て御影石を以て作り穹碑廣兆其の莊嚴華麗なること亦墓地中に多く見ざる所なり、本年十月工事全く竣はり終に十一月五日を期して建碑式を擧げらる、其の今日あるに至りしは總て石澤典獄の幹旋に出づるものにして吾人深く其の勞を謝せざんばある可すら

此の日朝來陰霧濛々、雨將に至らんとするの微わりしかは心私に之を憂へたるに果せるかな八時頃細雨降り出で



ぬされども雲時にして霽れ快晴に復し一天拭ふが如く又微個陰雲たに翳さざりき想ふに造化も亦此の愁哀の日に  
 感じ涙滴敷行たりしものならむ斯る天候あるにも拘はらず凡て參會したるもの七十有餘名中には千葉 埼玉、茨  
 城の近縣より來たられたるもの數名を見受けたり各自皆豫て設けられたる横濱停車場前なる「ちよし」亭に集まり  
 午前十一時腕車及び馬車貳輪を驅りて共同墓地に到れば墓前既に石澤典獄寄贈の栽菊、廣島縣監獄署寄贈の菊花  
 野田愛媛縣典獄、武司重淵、徳永光廣三氏より寄贈されたる神樹を排列し且つ其の前面に神奈川縣看守三十名餘隊  
 伍を編して威容嚴然たるありき地方より參集したる者は其の側面に列し十一時半石澤典獄立ちて人人に挨拶し是  
 より式を執行すべき旨を告げ先、祭文を朗讀す一句一言肺腑より出て悲愴の情に堪へず覺えず涙淋漓たり次に小  
 河典獄亦吊文を讀む殊に朝夕親炙したるの故を以て一層の悽愴を感じ同情を惹起したりき小泉典獄の吊詞も亦  
 幾多の感動を與へぬ後獨逸人(設計者)リハルドセル氏の默禱を終へ蓋立書記(東京集治監)立ちて若山典獄、神  
 谷典獄其の他有志者より寄送したる祭文を代讀す何れも皆過去の情誼躍如として紙面に溢れ愁哀の情に堪へざる  
 ものにあらずるはなし十二時半式全く終はりて參會者は亦「ちよし」に歸り午飯を喫す聞く此の日僧侶の讀經せざ  
 りしは凡て外國の例に倣ひたるものなりと云

全日午後三時芝紅葉館に於て全氏の追遠會を開く會する者四拾名小原貴族院議員小野田警保局長も亦來會せられ  
 たり席上床前に故全氏の撮影を掲げ一々禮拜す石澤小河兩典獄一場の懷舊談をなし殊に獨逸人の講談の如きは全  
 國人なるを以て其の談話自ら悲愴を帯び肅然危坐するに至りぬ八時散會し茲に於て全く盛大なる建碑式并に追遠  
 會を終へぬ  
 嗚呼此の蕭寥物と思はするの際に在りて此の式を行はる感慨曷ぞ勝へん若し夫れ門下の士碑前に雲集するか如き  
 は氏も亦以て地下に瞑すべきか

附全日建碑式に於て朗讀せられたる祭文并に進遠會の講話筆記を得たれば之を左に掲ぐ其の談話筆記は未だ演  
 者の校閲を経たるものにあらざれば意足りて筆到らず辭或は文を爲さざる所あらむ是等の責は凡て編者に於て

負はん覺悟なり

印南 於 菴 吉識す

### 祭 詞

時維明治廿六年十一月五日元監獄官練習所長東京集治監典獄正六位勳四等石澤謹吾肅みて故内務省獄務顧問勳五  
 等普漏士王國陸軍少尉クルト、フオン、ゼーバツハ君の靈に告ぐ嗚呼君偶、病に罹り渣焉逝矣實に明治廿四年十  
 月廿一日也今や其當時を追懐すれば感慨交々至り哀悼の情轉た禁する能はず我邦風に君を招聘して委するに顧問  
 の任務を以てす君志氣勇壯拮据勉能く其職務を盡くす何んを圖らん一朝にして英士を失ふの不幸に遭遇せんと  
 は天若し斯人に假すに壽を以てせば監獄事業を翼賛する所測るべからざらんとす然るに未だ其大成を見るに至ら  
 ずして易簣す豈に痛惜に堪へんや君曩に勳五等に叙し瑞寶章を賜ふ君の監獄史上我國の光輝を發揚せし其功績は  
 天恩の優渥なると共に萬世に傳ふと云爾

茲に我司獄官吏費を捐てて君の墳塋を營し本日をして建碑の典を擧ぐ九原、山遠く水冷かなるの邊、幽明既に  
 途を異にし復た相見るべからずと雖も相愛相情の思念は終始敢て渝ること莫けん然らば則ち君亦以て瞑すべし噫  
 嘻哀哉尙くは饗よ

時維明治廿六年十一月五日不肯保直恭しく 帝國政府獄務顧問フオンゼーバツハ君易簣二歳に當り同志諸子相謀  
 り碑を横濱山手共同墓地に建設す 保直末班に列するを以て清酌庶羞の奠なしと雖も聊か結草の儀に模し敢て不文  
 を以て威靈を慰めんとす

曩者政府遠く君を學國より聘し廳府縣典獄を召集し職務を傳習せしめらるゝに際し 保直も亦た神奈川縣より出て  
 て其業を受く爾來日夕親炙歐洲獄事の要訣を傳授し業を卒へて歸任し齊しく之を實用に充つるに當り學理高尚  
 實務剴切幾なからずして斯道の局面頗ぶる改良の歩を進めたり其功績の名譽を荷ふもの君にあらざして其誰そや君  
 資性篤厚器度開廓氣象爽快動作敏活此故に其の發する所皆不言行共に一致に出てさるはなし之れを以て直前の氣

は怯懦を起すべく敏決の能は以て紛拵を解くに足る是れ實に超庸奇偉の人士たる所以なり  
殊に惜むらくは萬里齋し來る雄志未だ其の半を頼つに至らずして止矣是也回顧せば君始めて横濱波止場の上陸す  
るに臨み 保直直ちに握手面識を辱うし後ち横濱居留地病院に於て病革するの日慰問看護を盡すに當り嗚呼問求目  
手を以て其の意を通せんとするもの類也と雖も 保直洋語を解する能はざりしが故に君意の在る所を通ずるを得ず  
終に此地に於て永訣不歸の客となり止矣 保直の中心爲めに焚くが如く肝腸爲めに九回す其痛楚音容優然として今  
猶心目に眷々たり嗟 保直の君に於ける交を此地に始め又た此地に終ふ交誼終始全きを得たるものと云ふ可き也而  
して本日相會する諸子皆な是れ先師の遺業を擴充し之れを千歲不朽に傳へんと欲し茲に丕に碑石を建設す墓艸己  
に再枯せり遙かに悲風を望み歎歎言ふ能はそ嗚呼哀哉痛哉

非職神奈川縣典獄徒七位 小泉 保直 拜哭

嗚呼故ゼーバツハ先生は明治二十四年十月二十一日病を以て溘然逝去烏兔匆匆々々を閱すると早く已に三秋先生の  
墓碑已に工を竣へ本日其建碑式を執行す回顧すれば先生明治二十二年十月我か 帝國政府の獄務顧問として來航  
し爾來或は山河を跋涉して親しく各地方の獄務を觀察し或は生徒を一室に集めて治獄の理實を講説し若くは政府  
の諮詢に應じ反覆其懷抱する所の蘊奥を策立し世を歿ふるまで忠勤一日の如くなりしと云ふ本邦獄事上改善の今  
日ある蓋し先生の功勞與て力ありと云はざるへけんや於是乎畏くも我 天皇陛下は先生の功勞を嘉し給ひて 五  
等瑞寶章を下し賜ふ先生の光榮亦大なりと云ふへし不肖太一耶等 曩に監獄官練習所に在て親しく先生の清容に接し  
薰然たる高教を受く嗟々先生今や則ち亡しと雖も温乎たる清容諄乎たる德音は今尚は髣髴として耳目に存し追慕  
哀悼の情に堪へず太一耶等遠く西海に在て山河隔絶親しく此盛典に陪するとを得ず遺憾曷と堪へん聊か斯に哀辭を  
叙ふ在天の靈尙くは照鑒せよ嗚呼哀哉

明治廿六年十一月五日

大分縣典獄正八位 矢部 太一 郎  
大分縣監獄書記兼看守長 佐藤 元次 郎

維明治二十有六年十一月五日 生等謹て先師クルト、フォン、ゼーバツハ君の靈に告ぐ師の我監獄顧問に聘せられ其  
効績たるや生等薰陶に浴せし者の忘れんとして忘るゝ能はさるどころなり曩きに東京集治監典獄石澤謹吾氏師か  
功徳を千古に傳へんか爲め墓碑建設を發起す四方の同志賛成を表し今や工全く成り茲に其式を擧ぐ嗚呼盛なる哉  
生等參集諸氏と同一く師の墓前に伏し親しく祭詞を陳せんとするも故ありて微衷を果す能はず聊か蕪言を呈す蓋  
し情の止む能はさるに出つるなり尙鑒

神谷 彦太郎  
江澤 精造  
上田 稔

謹而故フォン、ゼーバツハ恩師の尊靈に告ぐ回顧すれば師の遠く東洋我國に渡來せしは實に明治廿二年の秋なり  
き而して師は任を獄務顧問の職に承け或は監獄官練習所教官とあり以て獄制をして改良上進の域に導き今日漸く  
我國獄務の燦然として光輝を放たんとする事運に際會す其効蹟や詢に師を措きて誰れか之れに當らん登時 生等彼  
の小管原煙白く霞紅なる覺舎に於て親しく温乎たる清姿に接し諄乎たる高教を受く師の音詞今猶歷然として耳底  
に在り肝銘忘れんとして忘るゝ能はず 生等尙は學はんと欲するもの間はんと欲するもの混々續出泉源に於けるか  
如し而して今や師既に亡し矣嗚呼悲哉 生等師の恩寵に報ゆるの銜唯た奮勵盡瘁獄務の爲めに倒るゝ決心あるのみ  
今や有志の士師の追悼を表する爲め爰に本日とし建碑式を擧ぐるに際し聊か蕪辭を綴り碑前に供す冀くは魂魄  
來り享けよ

岩手縣監獄署員

熊山 毅  
武田 和忠 太

明治廿六年十一月十一日

監獄課員の祭文

維時明治二十六年十一月五日真木喬、山上義雄、坪井直彦、印南於菟吉等謹み再拜して故獄務顧問フォン、ゼーバ



ツハ氏の靈を祭りて曰はく氏の我邦に聘せられしは實に明治二十二年九月にして爾來改々として我獄務の改善を圖られ又將來に向かつて尙斯道の爲めに幾多の企望を齎らされたりしが何ぞ圖らん中道にして天忽ち之れか命を奪はんとは嗚呼哀しい哉抑々氏の木に就かれし以來烏兔匆々として茲に三年の祭典を行ふに至れり乃ち當時を追想して俯仰已む能はず日月は流れて三たび葛裘を更ふるも氏の音容は宛として猶ほ昨日のごとし嗚呼哀しい哉氏若、靈あらは尙はくは饗けよ

祭詞

茲に明治の廿(はた)あま(り)六年霜月の五日といふに佐野尙護みて内務省顧問勳五等ゼーパツハ大人の靈に申をわはれ哀しきかも君身死られてより今に三年になりぬ常なきは人の身の習とぞ知るも昔の事を思ひなば誰かは之を歎かざらんわはれ哀しきかも君明治の廿(はた)あま(り)二年に我か公の招によりて職務の顧問とならせ給ひしより深く皇國の監政の法度の紊亂しきを憂へさせ給ひ夜もて日に繼ぎ心を碎き思を運び人の憂となるべき事を改め喜となるべきをば進め長を斷ち短を補はせ給ひて漸くその法度も改まりて燦然光を放たせ給ひきさるを今君果敢なくも失せ給ひしは實に皇國の禍なりかし神若年を假し給はば更に如何なる目出度事を成し給はましを誰かは惜まざらん誰かは歎かざらんわはれ哀しきかも我か言揚げするを泉の下にてさやかに聞こしめし遙に見そなはせと申す

大日本監獄協會庶務委員 佐野 尙

芝紅葉館に於て追遠會を催したる時の談話筆記

○石澤君の演説

一寸御挨拶を申し上げます本日ゼーパツハ君の建碑式を執行するに當たり豫て其の旨を御參同の諸君に御通知致し置きました所今朝少しく降雨ありたるにも拘はらず意外に多く御來集下され且つ又其の後天氣も快晴に復し万事都合良く此の式を終はりましたのは私の最も喜ぶ所てござりまして元監獄官練習所長の資格を以て茲に諸君に御禮を申し上げます

此の度此の式を執行するに付いては全國の各典獄其の他有志諸君に通知致しましたるも生憎諸縣とも昨今縣會開設中にて出京六ヶしどの御斷りがありました然しながら御出京にならざるも夫々祭詞香花等を寄せられ追悼の情は靄然紙面に溢れて居ります

此の式を終はりし後今日此の席に於て追善の爲に此の會を設けたま旨御參同の諸君に願ひました處是亦異議なく殘らず御參集になりましたのは誠に忝けなく私の陳謝する所てあります唯今ゼーパツハ氏の功徳を述べべき次第てあります既に建碑式の際一言致しました故に別段茲には更めて申し上げません固より此の事は私の申述ぶる迄もなく諸君に於て十分御承知のことてであります唯諸君の御來集にありましたのは私の最も満足する所てありまして重ねて茲に御禮を申し述べます

從來我か邦人の性質として追悼の情厚く且つ其の親誼なること恐らく此の一事は外國に對しまして毫も譲る所がなからうと思ひます其の例として彼の故ゼーパツハ氏に對し諸君の赤心を吐露し友愛の情、靄然濃なることは今日を以ても知るとか出來ます實は本日追善會を催さむが爲めにゼーパツハ氏に縁故深き此の紅葉館を以て行ふことに致しましたのは時正に紅葉蜀錦の繡を織り成さんとする今日に當たつて聊か我か同胞の丹心を表すると云ふに因みたる微志でござります

○小河君の演述

今日は故ゼーパツハ氏の碑成り建碑式の爲めに茲に追善會を催し私も其の末班を汚すことを得たるものは私の最も喜ぶべき次第であります殊に私は御承知の如く氏に對しては多年親炙し居れば其の情深く、さらぬだに物思はする事の多き此の時に此の會を催さるゝ事なれば万感胸に横り何とも申上ぐる事も出來ざる有様でござります唯私は今日の所に於きましては偏に石澤君の御盡力を謝し尙ゼーパツハ氏の衷心を述べざる迄に致して置きます憶ひ起せば先年此の席に於て第二回練習所受業生を送るの時に際し氏の云はるゝ様今茲にて諸君と相別かるゝは實に悲しきことなりされどこの幾多の秀才が各地方に散じて國家の爲め、監獄事業の爲め大に奮勵する所あると云ふことを知りましたならば毫も亦以て悲しとをるに足りません彼の徒に私情に趨り一時の悲哀を忍ぶは後來の大成を希ふ所以のものでありまして寧吾人の喜ぶ所ではござりませんか諸君希くは將來の爲め自愛せよ云々とこの言は今尙諸君の耳底に存する所てござりませう今や此の送別を爲したるの人却つて遠く去つて幽明路を隔つ

るに至りましたのは先生の爲め國家の爲め即ち諸君の先達となるものを失ひたるは深く斯の事業の爲め惜しむ所  
でござります所謂先生の死は公私共に愛惜すべきものにして殊に先生の起臥進退常に日本の監獄を忘れず一言一  
行我が監獄の事にあらざるはなく將來我が監獄に付きて企圖したる所のもの亦少なからざることは日夕相親炙し  
たる私の能く記憶する所であります而して今氏の斯の如き熱心を以て斯の事業に當り一層の進歩を見ること能は  
ざるは實に私の遺憾とする所であります、されども他の一面を顧みれば是れまた決して憂ふべきの事ではありま  
せん今日吾人は多年此の監獄事業の爲めに経験ある熱心なる警保局長小野田元熙君其の人を得たるの事でありま  
す君の最も斯の事業に對して留意熱心なることは毫もゼーパツハ氏と異なることではありません所謂先生の靈の局  
長閣下に移り移りたるものと謂うても宜しうござります斯の人の下に立つて斯の事業の爲めに十分盡力しました  
ならば又先生なしと雖も憂ふるに足りませぬ尙委曲申し述べべき事あるも兎角萬感胸に塞り言はんぞ欲するも口  
噤みて述ぶることが出来ませぬ唯在天の靈を慰せんが爲めに一言申し述べます

## ○ワハルドゼール氏の演述 (本會正員山上義雄氏の口譯に係る)

フオン、ゼーパツハ氏か日本に備聘せられてより以來茲に四年を経過致しました氏の日本に來たりしは何の爲め  
でありましたか云ふ迄もなく氏は獨逸にて熱心に且熟練なる監獄官吏であります氏は身分ある家に生まれ自由に  
家族的快樂を受けける、身でありながら遠く去つて此の千涯萬里の日本に來たらしは一片斯事業の改善を計る  
と云ふ熱心より出でたものであります然しながら其の熱心其の熟練は不幸中道にして斃れたのは私は獨り同胞の  
爲めに之を惜しむのみならず尙日本國の爲めに最も惜む所であります、慈愛心に富んだる諸君が今日此の席に御  
來集になつて氏の爲めにかゝる盛大なる追善會を催さるゝことは私に於ても如何にも喜ばしき次第であります况  
して本國にある母氏が聞いたならば如何に喜ぶでありますか私は故全氏に代はつて茲に聊か一言御禮を申し述  
べて置きます

石澤典獄の次へ神奈川縣典獄小河滋次郎君の祭詞を置く順席なりしかと同君は事務執掌の故を以て期日迄に  
送れ越されざりき然れども必ず送り越さるゝの約あるを以て次號に掲載することゝせり

●本誌附録及石版書等は東京並木活版所長池田(舊姓寺井)宗平氏の練習所開所中故同氏に縁故あるに因みて之  
を寄贈したるものに係る會員諸君之を諒せられよ



警保局長小野田元照先生著

○泰西監獄問答錄 全壹冊 代價郵稅共 金八拾錢

○英國監獄事情 全壹冊 代價郵稅共 金二拾八錢

○歐米監獄事情 第十冊迄既刊壹冊代價金 四錢九厘乃至金二十五錢

○佛國監獄改良論 下卷 代價郵稅共 金二拾八錢

○華氏監獄論 全壹冊 代價金四拾錢

○萬國議事提要 全壹冊 代價金六拾錢

○英國獄事問答 全壹冊 代價金五拾錢

○神谷彦太郎君著述 全壹冊 代價金四拾錢

○神谷彦太郎君著述 全壹冊 代價金四拾錢

○神谷彦太郎君著述 全壹冊 代價金四拾錢

○神谷彦太郎君著述 全壹冊 代價金四拾錢

○神谷彦太郎君著述 全壹冊 代價金四拾錢

○神谷彦太郎君著述 全壹冊 代價金四拾錢

○神谷彦太郎君著述 全壹冊 代價金四拾錢

○神谷彦太郎君著述 全壹冊 代價金四拾錢

○神谷彦太郎君著述 全壹冊 代價金四拾錢

○神谷彦太郎君著述 全壹冊 代價金四拾錢

○神谷彦太郎君著述 全壹冊 代價金四拾錢

○神谷彦太郎君著述 全壹冊 代價金四拾錢

○神谷彦太郎君著述 全壹冊 代價金四拾錢

○神谷彦太郎君著述 全壹冊 代價金四拾錢

教誨叢書

每月一回出版

第二十一輯目錄

明治廿六年九月分

○教誨

社會の隆

再信に就て

勤勞

○宗教

安心立命(其二)

○傳記

額山陽先生の小傳

○成功之秘訣

境遇及品格

○冬宵漫錄

品格處世。柔和。至誠。渡邊 望岳

○勸話

信濃傳 (挿圖 小林清親畫)

天道の配劑

天職を完ふせよ

○聯珠

林子平先生いろは歌

留岡 幸助

大塚右金次

水崎 基一

松村 介石

留岡 幸助

留岡 幸助

留岡 幸助

留岡 幸助

留岡 幸助

留岡 幸助

留岡 幸助

留岡 幸助

留岡 幸助

留岡 幸助

留岡 幸助

留岡 幸助

留岡 幸助

第二十二輯目錄

明治廿六年十月分

○教誨

己れを知れ

十月一日

○宗教

安心立命(其三)

○傳記

使徒約翰之傳(第六回) 長陽 外史

○成功之秘訣

林子平之小傳

○格言及諺

格言及諺

○勸話

心の清き者は幸なり

○聯珠

林子平いろは歌

○讀方 勸善問答。人に對する務

末吉 保造

原胤 昭

松村 介石

手塚 新

長陽 外史

瀧川 生

留岡 幸助

留岡 幸助

留岡 幸助

留岡 幸助

留岡 幸助

留岡 幸助

留岡 幸助

留岡 幸助

留岡 幸助

留岡 幸助

留岡 幸助

同情會

北海道樺戸郡月形村本町通

# ● 會 告

## 一金五圓也

元内務省警保居主事香川輝君より本會の事業を賛成し頼書の金額を本會に寄附せられたり

● 本會雜誌に掲載すべき諸報告類は爾來毎月二十日を以て締切り其後の報告類は翌月分に相廻し候事

● 本會綱則第二條に據り庶務調査兩局長共同の發議を以て小泉保直君に調査委員を囑托す

● 本誌寄書家の玉稿は其無名なると匿名なるとに拘はらず都て之を掲げ申度就ては續々玉稿を寄せられんことを切望す但し紙數限りあるを以て長文の御寄書は自然掲載方後るゝことあるを免かれされは成るへく簡單なるものを寄せられたし

● 本會に送附する爲替金は東京集治監官舎石澤謙吾氏宛にて東京千住南組千住郵便局に振り込みの事

○ 通運便を以て送金せられ候節は必ず其持込賃御添へ被下度

○ 郵券を以て代用せらるゝときは二割増たる事

○ 會費の送附及び會計に關する往復文書は

東京集治監官舎にて庶務局長石澤謙吾宛

○ 會計に關せざる往復文書は

東京市牛込區神樂町大日本監獄協會事務所宛

## 右廣告候事 大日本監獄協會

(明治廿五年六月五日遞信省認可)

### 大日本監獄協會雜誌

料告廣	表價定
十 行以下	一 册 金七 錢
十一 行以上	半年分(六册) 金四十二 錢
十二 行以上	一ヶ年分(十二册) 金八十四 錢
廿一行以上	全 國 無 送 料
廿一行以上	但交換廣 告ハ一切 謝絶ス

發行兼編輯者 佐野 尚  
印刷者 池田宗平  
印刷所 東京並木活版所

明治廿六年十一月三十日發刊

發行所 東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地 大日本監獄協會事務所

賣捌所 東京市淺草區黑船町廿八番地 東京並木活版所書店

全 東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地 臨 池 書 院

其外各書店